

契約基本約款（こども・学資）目次

この約款の趣旨

1. 総則

第1条 総則

2. 会社の責任開始期

第2条 会社の責任開始期

3. 契約締結時の書面

第3条 契約締結時の書面

4. 保険料の払込

第4条 保険料の払込

第5条 保険料の払込方法（経路）

第6条 保険料の一括払込または前納

第7条 払込期月内に保険料の払込がない場合

5. 保険契約上の保全取扱

第8条 保険料払込方法（回数）の変更

第9条 基準保険金額等の減額

6. 保険契約者

第10条 保険契約者の変更

第11条 保険契約者の住所の変更

7. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第12条 詐欺による取消

第13条 不法取得目的による無効

8. 告知義務および告知義務違反による解除

第14条 告知義務

第15条 告知義務違反による解除

第16条 保険契約を解除できない場合

9. 重大事由による解除

第17条 重大事由による解除

10. 解約

第18条 解約

11. 債権者等による解約の効力等

第19条 債権者等による解約の効力等

12. 社員配当

第20条 社員配当金の割当

第21条 社員配当金の分配

13. その他

第22条 請求の手続き

第23条 解約払戻金等の支払時期および支払場所

第24条 契約年齢の計算

第25条 契約年齢または性別の誤りの処理

第26条 時効

第27条 契約内容の登録

14. 保険契約の消滅

第28条 保険契約の消滅

15. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第29条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

契約基本約款（こども・学資）

この約款の趣旨

この約款は、下表の保険契約（以下、「保険契約」といいます。）について、共通して適用される基本的な契約事項を規定しています。保険契約の普通保険約款は、下表のとおり、この約款のほか、締結する保険契約に応じた給付および取扱を定める約款（以下、「給付約款」といいます。）で構成され、保険契約にはこの約款および給付約款が同時に適用されるものとします。

保険契約	保険契約の普通保険約款	
こども保険（有配当 2012）契約	契約基本約款（こども・学資）	こども保険（有配当 2012）給付約款
学資保険（有配当 2013）契約	契約基本約款（こども・学資）	学資保険（有配当 2013）給付約款
こども総合医療保険（有配当 2012）契約	契約基本約款（こども・学資）	こども総合医療保険（有配当 2012）給付約款

1. 総則

第1条（総則）

- この約款は、保険契約の普通保険約款の一部を構成するものであり、給付約款とあわせて保険契約の普通保険約款とします。
- 保険契約に付加している特約があるときは、この約款または付加している特約にとくに規定のない限り、この約款の規定はその特約にも適用されるものとします。

2. 会社の責任開始期

第2条（会社の責任開始期）

- 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込または保険契約者および被保険者に関する第14条（告知義務）に定める告知のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。
- 前項の会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間はその日を含めて計算します。
- 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、次条（契約締結時の書面）に定める書面の交付により、承諾の通知を行ないます。

3. 契約締結時の書面

第3条（契約締結時の書面）

- 会社は、保険契約を締結した場合、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した書面（以下、「契約締結時の書面」といいます。）を交付します。
 - 当会社名
 - 保険契約者の氏名
 - 被保険者の氏名
 - 育英年金、こども祝金、満期祝金、死亡保険金、学資年金、給付金の受取人の氏名その他のその受取人を特定するため必要な事項
 - 支払事由（付加する特約については特約の名称で代えることがあります。）
 - 保険期間
 - 育英年金、こども祝金、満期祝金、死亡保険金、学資年金、給付金の額
 - 保険料およびその払込方法（回数）
 - 契約日
 - 本条の書面を作成した年月日
- 契約締結時の書面には、会社が記名押印します。

4. 保険料の払込

第4条（保険料の払込）

- 保険料は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んで下さい。
 - 第1回保険料の払込期月
責任開始の日から、その日を含めて、責任開始の日の属する月の翌月末日まで
 - 第2回以後の保険料の払込期月
(ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合

- 契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
- （イ）払込方法（回数）が年払契約の場合
契約日の年単位の応当日（以下、「契約応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
- 2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
- （1）第1回保険料の保険料期間
（ア）払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
（イ）払込方法（回数）が年払契約の場合
契約日からその翌年の契約応当日の前日までの期間
- （2）第2回以後の保険料の保険料期間
（ア）払込方法（回数）が月払契約の場合
月ごと応当日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
（イ）払込方法（回数）が年払契約の場合
契約応当日からその翌年の契約応当日の前日までの期間
- 3 第1項第2号の保険料が、それぞれの応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにつぎのいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。
- （1）保険契約または付加している特約の消滅（第12条（詐欺による取消）または第13条（不法取得目的による無効）に該当する場合を除きます。）
- （2）第9条（基準保険金額等の減額）の規定による基準保険金額または入院給付日額の減額
- （3）給付約款または付加している特約の約款に定める保険料の払込の免除（以下、「保険料の払込の免除」といいます。）
事由の発生
- 4 年払契約の場合で、すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に、前項各号に定めるいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。）のうち、第1号に定める日からその日を含めて第2号に定める日までの月数（月ごと応当日から翌月の月ごと応当日の前日までの期間を1か月として計算します。）に対応する保険料相当額を、保険契約者に支払います。
- （1）保険料の払込を要しなくなった事由が生じた日からその日を含まずにその直後に到来する月ごと応当日
（2）保険料の払込を要しなくなった事由が生じた日からその日を含まずにその直後に到来する契約応当日の前日
- 5 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後それぞれの払込期月の末日まで（第1回保険料については契約日以後第1回保険料の払込期月の末日まで。第7項において同じ。）に満期祝金、育英年金、死亡保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額（満期祝金、育英年金、死亡保険金、給付金およびその他の支払うべき金額をいいます。）から差し引きます。
- 6 前項の支払うべき金額が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、満期祝金、育英年金、死亡保険金または給付金を支払いません。
- 7 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後それぞれの払込期月の末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。
- 第5条（保険料の払込方法（経路））**
- 1 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
- （1）金融機関等への振込扱 金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込む方法
（2）口座振替扱 会社の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込む方法
（3）クレジットカード扱 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
（4）団体扱 所属団体を経由して払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第2号、第3号および第4号に定める保険料の払込方法（経路）を選択する場合については、それぞれつぎの特約の付加を要し、会社がこれらの特約の付加を取り扱っていない場合には、その保険料の払込方法（経路）を選択することはできません。
- （1）前項第2号の場合 保険料口座振替扱特約
（2）前項第3号の場合 保険料クレジットカード扱特約
（3）前項第4号の場合 保険料団体扱特約
- 3 第1項各号の保険料払込方法（経路）に応じたこの保険契約の保険料率はつぎのとおりとします。
- （1）第1項第1号、第2号または第3号の場合 基本保険料率
（2）第1項第4号の場合 団体保険料率
- 4 保険契約者は、第1項各号の保険料払込方法（経路）を相互に変更することができます。この場合、変更後の保険料払込方法（経路）について、第2項の規定を適用します。

第6条（保険料の一括払込または前納）

保険契約者は、払込方法（回数）にしたがって、会社の定める範囲内で、つぎのとおり将来の保険料をまとめて払い込むことができます。

（1）月払契約の場合

（ア）当月分を含む、以後3か月分以上12か月分以下の保険料を一括して払い込むことができます。

（イ）（ア）の場合、会社所定の率により割り引きます（以下、一括して払い込まれる保険料を「保険料一括払込金」といいます。）。

（ウ）保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合で、保険料一括払込金に残額があるときは、その残額（保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、第9条（基準保険金額等の減額）の規定により基準保険金額が減額されたときおよび入院給付日額が減額されたときならびに第18条（解約）の規定により付加している契約者保障保険料払込免除特約が解約されたときを除き、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。

（2）年払契約の場合

（ア）つぎに到来する払込期月の保険料を含む2年分以上の保険料をまとめて払い込む場合に限り、前納することができます。

（イ）（ア）の場合、会社所定の利率で割り引きます（以下、前納される保険料を「保険料前納金」といいます。）。

（ウ）保険料前納金は、会社所定の利息をつけて積み立てておき、契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。

（エ）保険料前納期間の終了した場合または保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合で、保険料前納金に残額があるときは、その残額（保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、第9条の規定により基準保険金額が減額されたときおよび入院給付日額が減額されたときならびに第18条の規定により付加している契約者保障保険料払込免除特約が解約されたときを除き、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。

第7条（払込期月内に保険料の払込がない場合）

1 保険料の払込が第4条（保険料の払込）第1項に定める払込期月内になされなかった場合は、会社は、相当の期間を定めて保険契約者に保険料の払込を催告するとともに、その期間内に保険料が払い込まれなければ払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の到来をもって保険契約を解除することを保険契約者に通知します。

2 前項の通知を行なう場合、第11条（保険契約者の住所の変更）第2項の規定を準用します。

3 第1項の通知にもかかわらず、その相当の期間内に保険料が払い込まれない場合には、保険契約は払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の到来をもって解除となり、将来に向かって消滅します。

4 前項の規定により保険契約が消滅した場合で、解約払戻金があるときは、会社は、解約払戻金からその時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引いた金額を保険契約者に支払います。

5 第1項の場合で、払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の前日までに満期祝金、育英年金、死亡保険金、学資年金または給付金の支払事由が生じたときには、会社は、その時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額（満期祝金、育英年金、死亡保険金、学資年金、給付金およびその他の支払うべき金額をいいます。）から差し引きます。

6 前項の支払うべき金額が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、満期祝金、育英年金、死亡保険金、学資年金または給付金を支払いません。

7 第1項の場合で、払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の前日までに保険料の払込の免除事由が生じたときには、保険契約者は、その時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

5. 保険契約上の保全取扱

第8条（保険料払込方法（回数）の変更）

保険契約者は、会社の定める基準にもとづき、月払または年払の保険料払込方法（回数）を相互に変更することができます。

第9条（基準保険金額等の減額）

1 保険契約者は、基準保険金額または入院給付日額の減額を請求することができます。

2 本条の請求により基準保険金額または入院給付日額が減額された場合、会社は、将来の保険料を改め、減額分に対応する解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

3 前項の規定により解約払戻金を支払う場合、本条の請求があった時までにすでに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。

4 会社は、第1項の規定にかかわらず、つぎの各号の減額は取り扱いません。

（1）減額後の基準保険金額または入院給付日額が会社の定める限度を下回る減額

（2）学資保険契約の場合で、学資年金開始日が到来している保険契約の減額

6. 保険契約者

第10条（保険契約者の変更）

1 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。

2 本条の変更是、会社が承諾した時から効力を生じ、その日を保険契約者変更日とします。

- 3 会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める計算方法により計算した金額を授受し、つぎの保険料期間からの保険料を改めます。
- 4 つぎの場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
- (1) 新たに保険契約者となる者の第24条（契約年齢の計算）第1項に定める契約年齢が会社所定の範囲をこえるとき
- (2) 新たに保険契約者となる者が被保険者の両親・親族その他被保険者を扶養する者以外の者であるとき
- (3) 保険期間の満了日前2年末満のとき（学資保険契約を除きます。）

第11条（保険契約者の住所の変更）

- 1 保険契約者が住所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知して下さい。
- 2 保険契約者が前項の通知をしなかった場合は、保険契約者からの通知により会社の知った最後の住所あてに発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

7. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第12条（詐欺による取消）

保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者）、被保険者または育英年金受取人の詐欺により保険契約の締結または保険契約者の変更の取扱が行なわれたときは、会社は保険契約または付加している特約の取消を行なうことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第13条（不法取得目的による無効）

保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者）が育英年金、死亡保険金もしくは給付金（保険料の払込の免除を含みます。以下、本条において同じ。）を不法に取得する目的または他人に育英年金、死亡保険金もしくは給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約の締結または保険契約者の変更の取扱を行なったときは、保険契約または付加している特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

8. 告知義務および告知義務違反による解除

第14条（告知義務）

保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者）または被保険者は、保険契約の締結または保険契約者の変更の際、育英年金、死亡保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社所定の告知書（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）で質問した事項については、その告知書により告知することを要し、また、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第15条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者。以下、本条において同じ。）または被保険者が、前条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかっかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約または付加している特約だけを解除することができます。
- 2 会社は、育英年金、死亡保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約または付加している特約を解除することができます。この場合、会社は、育英年金、死亡保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込の免除を行ないません。またすでに育英年金、死亡保険金または給付金を支払っていたときでもその返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めるることができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、育英年金、死亡保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または育英年金受取人が証明したときは、育英年金、死亡保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- 4 本条の規定による保険契約または付加している特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または育英年金受取人に解除の通知をします。
- 5 本条の規定により保険契約または付加している特約が解除された場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約または付加している特約が解除され、かつ、解除された日の直前の月ごと応当日（解除された日が月ごと応当日の場合はその日。以下、本項において同じ。）以後に満期祝金、こども祝金、育英年金、死亡保険金、学資年金または給付金の支払事由に該当し、その満期祝金、こども祝金、育英年金、死亡保険金、学資年金または給付金が支払われる場合
解除された日において解約払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。この場合、会社は、解除された日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引きます。
- (2) 前号以外の場合
解除された日の直前の月ごと応当日の前日において解約払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。この場合、会社は、解除された日の直前の月ごと応当日の前日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険

備考

1. 電磁的方法

第14条（告知義務）および第25条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

料を差し引きます。また、払込を要しなくなった保険料があるときは、会社の定める方法により精算します。

第16条（保険契約を解除できない場合）

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条（告知義務違反による解除）の規定による解除をすることができません。
 - (1) 会社が、保険契約の締結または保険契約者の変更の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかつたとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者。以下、本条において同じ。）または被保険者が第14条（告知義務）に定める告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第14条に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が、責任開始（保険契約者の変更の際の告知義務違反の場合には、保険契約者の変更の際の責任開始。以下、本号において同じ。）の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始の日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により育英年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じているとき（責任開始時前に原因が生じていたことにより、育英年金もしくは給付金の支払または保険料の払込の免除が行なわれない場合を含みます。）を除きます。
- 2 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条の規定により会社が告知を求める事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

9. 重大事由による解除

第17条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約または付加している特約だけを解除することができます。
 - (1) 保険契約者（育英年金または給付約款に定める保険料の払込の免除の場合は、保険契約者を除きます。）、被保険者（死亡保険金の場合は、被保険者を除きます。）または育英年金受取人がこの保険契約の育英年金、死亡保険金もしくは給付金（保険料の払込の免除を含みます。以下、本項において同じ。）を詐取する目的または第三者に育英年金、死亡保険金もしくは給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の育英年金、死亡保険金または給付金の請求に関し、育英年金、死亡保険金または給付金の受取人の詐欺（未遂を含みます。）があつた場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がちたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）、被保険者または育英年金受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 前4号のほか、会社の保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）、被保険者または育英年金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約または付加している特約の存続を困難とする前4号に定める事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、育英年金、死亡保険金もしくは給付金の支払事由（以下、本項において「支払事由」といいます。）または保険料の払込の免除事由（以下、本項において「免除事由」といいます。）が生じた後でも、保険契約または付加している特約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に、支払事由または免除事由が生じていたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 会社は、その支払事由または免除事由については、育英年金、死亡保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込の免除を行ないません。
 - (2) 会社は、その支払事由により、すでに育英年金、死亡保険金または給付金を支払っていたときでもその返還を請求することができ、また、その免除事由により、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることがあります。
- 3 本条の規定による解除については、第15条（告知義務違反による解除）第4項および第5項の規定を準用します。
- 4 第1回学資年金支払基準日以後に本条の規定により学資保険契約が解除された場合には、学資保険契約については、第15条第5項中「解約払戻金」とあるのは「残存期間に対する学資年金の現価に相当する金額」と読み替えます。

10. 解約

第18条（解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約払戻金があるときはこれを請求することができます。

- 2 保険契約者は、将来に向かって付加している特約を解約することができます。
- 3 第1項の規定により会社が解約払戻金を保険契約者に支払う場合、本条の請求があった時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。
- 4 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、保険契約の解約は請求できません。
 - (1) こども保険契約またはこども総合医療保険契約の場合で、保険契約者が死亡したとき
 - (2) 学資保険契約の場合で、第1回学資年金支払基準日が到来しているとき

11. 債権者等による解約の効力等

第19条（債権者等による解約の効力等）

- 1 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約（こども総合医療保険契約を除きます。）の解約（基準保険額が減額される場合を含みます。以下、本条において同じ。）をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす育英年金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、こども祝金、満期祝金または死亡保険金（以下、本項において「こども祝金等」といいます。）の支払事由が生じ、会社がこども祝金等を支払うべきときで、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、その支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、そのこども祝金等の受取人に支払います。
 - (1) 満期祝金または死亡保険金を支払うことにより保険契約が消滅するとき
 - (2) こども祝金を支払うとき
- 4 こども保険契約の場合で、第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、育英年金の支払事由が生じ、会社が育英年金を支払うべきときは、会社は、第2項本文の金額を育英年金の現価に相当する金額から差し引いて債権者等に支払い、債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、育英年金の受取人に支払います。
- 5 学資保険契約の場合で、第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じるまでに、学資年金開始日が到来したときは、会社は、第2項本文の金額を保険契約の責任準備金から差し引いて債権者等に支払い、差し引き後の金額（学資年金開始日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、その未払込保険料を差し引いた金額とします。以下、本項において同じ。）を一時に学資年金の受取人に支払います。この場合、保険契約は消滅したものとします。ただし、差し引き後の金額によって計算される第1回学資年金の支払額が会社の定める金額以上であるときは学資年金の支払額を改めて学資年金を支払います。この場合、保険契約は消滅しません。

12. 社員配当

第20条（社員配当金の割当）

- 1 定款の規定により積み立てた社員配当準備金中から、毎事業年度末につきの保険契約に対して、会社は、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により、保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行なうことがあります。
 - (1) つぎの事業年度中に、契約応当日が到来する保険契約（学資保険契約については、学資年金開始日前の場合に限ります。）
 - (2) つぎの事業年度中に、保険契約の見直しに関する特約による保険契約の見直し（以下、「保険契約の見直し」といいます。）または満期祝金もしくは死亡保険金の支払により消滅する保険契約
 - (3) つぎの事業年度中に、被保険者の死亡により消滅する保険契約（死亡保険金のない保険契約または学資年金開始日が到来している学資保険契約の場合に限ります。）
 - (4) つぎの事業年度中に、保険期間の満了する保険契約（第2号に該当する場合を除きます。）
 - (5) つぎに定める学資保険契約
 - (ア) つぎの事業年度中に、学資年金開始日が到来する保険契約
 - (イ) つぎの事業年度中に、学資年金開始日の年単位の応当日が到来する保険契約
- 2 前項のほか、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす保険契約に対して、会社は、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により、保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行なうことがあります。

第21条（社員配当金の分配）

- 1 前条（社員配当金の割当）第1項第1号の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのとおり分配します。
 - (1) その事業年度末の属する保険年度末までの保険料が払い込まれている場合には、つぎの保険年度の契約応当日から会社所定の利息をつけて積み立てます。ただし、学資保険契約の場合で、つぎの保険年度の契約応当日が学資年金開始日

- のときには、割り当てた社員配当金は次号（イ）の方法に準じて分配します。
- （2）前号の規定により積み立てた社員配当金は、つぎに定めるところにより支払います。
- （ア）保険契約者の請求があったときまたは保険契約が消滅したときに保険契約者に支払います。
- （イ）学資保険契約の場合で、学資年金開始日に積み立てた社員配当金があるときは、学資年金開始日にその保険契約の責任準備金に充当して、給付約款に定める学資年金の支払額を増額します。ただし、学資年金開始日の前日に給付約款に定める保険契約者に対する貸付に関する規定により消滅する保険契約については、会社が支払うべき金額とともに保険契約者に支払います。
- 2 前条第1項第2号から第4号までの規定により割り当てた社員配当金は、保険契約の見直しをするときは見直し価格に充当し、その他のときは保険契約者に支払います。
- 3 前条第1項第5号の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのとおりとします。
- （1）前条第1項第5号（ア）の規定により割り当てた社員配当金は、学資年金開始日に保険契約の責任準備金に充当して、給付約款に定める学資年金の支払額を増額する方法で分配します。
- （2）前条第1項第5号（イ）の規定により割り当てた社員配当金は、つぎの保険年度の契約応当日に学資年金とともに学資年金の受取人に支払います。
- 4 前条第2項の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのいずれかの方法のうち、会社の定める方法で分配します。ただし、第3号については、学資保険契約に限ります。
- （1）保険契約が消滅したときに支払う方法
- （2）会社所定の日に第1項第1号の規定に準じて積み立てる方法
- （3）前項の規定に準じて分配する方法

13. その他

第22条（請求の手続き）

- つぎの各号の取扱は、必要書類（別表1）を会社に提出して請求して下さい。
- （1）つぎの（ア）から（オ）までの取扱
- （ア）第8条（保険料払込方法（回数）の変更）に定める保険料払込方法（回数）の変更
（イ）第9条（基準保険金額等の減額）に定める基準保険金額または入院給付日額の減額
（ウ）第10条（保険契約者の変更）に定める保険契約者の変更
（エ）第18条（解約）に定める解約
（オ）第19条（債権者等による解約の効力等）に定める保険契約の存続
- （2）社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金の支払（こども祝金、満期祝金、育英年金、死亡保険金、学資年金、給付金の支払を除きます。）

第23条（解約払戻金等の支払時期および支払場所）

前条（請求の手続き）の支払金の支払時期および支払場所については、給付約款のこども祝金、満期祝金、育英年金、死亡保険金、学資年金または給付金の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。ただし、第19条（債権者等による解約の効力等）に定める債権者等による保険契約の解約の場合の解約払戻金の支払時期については、第19条第1項に定める解約の効力発生日を、給付約款のこども祝金、満期祝金、育英年金、死亡保険金、学資年金または給付金の支払時期および支払場所に関する規定に定める請求にかかる必要書類が会社に到達した日とみなして準用します。

第24条（契約年齢の計算）

- 1 契約における保険契約者および被保険者の年齢（以下、「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 2 保険契約締結後の保険契約者および被保険者の年齢は、契約年齢に契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第25条（契約年齢または性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）に記載された保険契約者または被保険者の年齢に誤りのあった場合、実際の年齢が保険契約締結の当時会社の定める範囲外であったときは保険契約または付加している特約は無効とし、その他のときは会社の定める方法により実際の年齢にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行ないます。
- 2 保険契約申込書に記載された保険契約者の性別に誤りのあった場合には、会社の定める方法により実際の性別にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行ないます。

第26条（時効）

こども祝金、満期祝金、育英年金、死亡保険金、学資年金、給付金、解約払戻金、社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

第27条（契約内容の登録）

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
- （1）保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）

備考

1. 電磁的方法

第14条（告知義務）および第25条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

- (2) こども総合医療保険契約の入院給付金の種類および給付日額
(3) 契約日
(4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日における被保険者の年齢が満年齢で15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者の年齢が満年齢で15歳に到達する日までの期間のいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（入院給付金のある保険契約をいいます。また、入院給付金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、給付日額の増額または特約の途中付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、給付日額の増額または特約の途中付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、給付日額の増額または特約の途中付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、給付日額の増額または特約の途中付加の日とします。以下、本項において同じとします。）から5年（契約日における被保険者の年齢が満年齢で15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者の年齢が満年齢で15歳に到達する日までの期間のいずれか長い期間）以内に保険契約について入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、入院給付金、給付日額とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、入院共済金、共済金額と読み替えます。

14. 保険契約の消滅

第28条（保険契約の消滅）

- つぎの場合には保険契約は消滅します。
- (1) 保険期間が満了したとき
(2) 被保険者が死亡したとき
(3) つぎのいずれかにより保険契約者が死亡したとき
(ア) 責任開始（保険契約者の変更が行なわれた場合には、最後の保険契約者の変更の際の責任開始）の日からその日を含めて3年以内の保険契約者の自殺（学資保険契約の場合、保険料払込期間中のとき限りです。）
(イ) 育英年金受取人または後継保険契約者の故意
(ウ) 戦争その他の変乱（給付約款に定める育英年金、死亡保険金の削減支払に関する規定により育英年金を支払わない場合または給付約款に定める保険料の払込を免除しない場合に関する規定により保険料の払込を免除しない場合に限りません。）
(4) 学資年金の一括支払を行なったとき

15. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第29条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 保険契約の締結の際、保険契約者から複数の保険契約の保険料をあわせて払い込む旨の申出があった場合、会社は申出のあった複数の保険契約について、同一の契約締結時の書面で引き受けることがあります。この場合、同一の契約締結時の書面で引き受けた複数の保険契約をそれぞれ本条において「特定契約」といいます。
- 2 保険契約者が特定契約についてつぎの各号の変更を行なう場合は、すべての特定契約について同一の変更の請求を行なって下さい。一部の特定契約のみ変更することはできません。なお、変更できない特定契約がある場合は、すべての特定契約について変更することができません。
- (1) 保険契約者の変更
(2) 後継保険契約者の変更（遺言による場合を含みます。）
(3) 指定代理請求人の変更指定（特定契約に付加している特約の指定代理請求人の変更指定を含みます。）
(4) 保険料の払込方法（経路）または保険料の払込方法（回数）の変更
- 3 保険契約者が特定契約について指定代理請求人を指定（特定契約に付加している特約の指定代理請求人の指定を含みます。）する場合は、すべての特定契約について同一の指定を行なって下さい。特定契約ごとに異なった指定をすることはできません。
- 4 特定契約の解約後に他の特定契約において保険契約者、育英年金受取人または後継保険契約者の変更が行なわれた場合で、その解約された特定契約について、解約後に支払事由が生じ給付約款の育英年金、死亡保険金または給付金の支払に関する規定により会社が育英年金、死亡保険金または給付金を支払うときは、同規定にかかわらず、その特定契約が解約されていなかったものとした場合にその支払事由の発生時において保険契約者、育英年金受取人または後継保険契約者の変更にもとづき受取人となる者に、育英年金、死亡保険金または給付金を支払います。

5 特定契約の解約または基準保険金額もしくは入院給付日額の減額は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 解約

保険契約者が特定契約を解約する場合において、解約した後の特定契約の基準保険金額および入院給付日額が会社の定める限度を下回ることとなるときは、すべての特定契約を解約することを要します。

(2) 基準保険金額または入院給付日額の減額

第9条（基準保険金額等の減額）の規定により保険契約者が特定契約の基準保険金額または入院給付日額を減額する場合は、同条の規定により会社が減額を取り扱う場合のほか、減額した後の特定契約の基準保険金額および入院給付日額が会社の定める限度を下回らない限り、会社の定める範囲で減額することができます。

6 特定契約の保険料は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 保険契約者は、払込期月を同一とするすべての特定契約の保険料をあわせて払い込んで下さい。一部の特定契約の保険料のみを払い込むことはできません。

(2) 保険料の払込期月中または払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の前日までに満期祝金、育英年金、死亡保険金、学資年金または給付金の支払事由が生じた場合で、その時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料（以下、本項において「未払込保険料」といいます。）を会社が支払うべき金額から差し引くときは、すべての特定契約の未払込保険料の合計額を差し引きます。

(3) 前号の支払うべき金額が前号の未払込保険料の合計額に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料の合計額を払い込んで下さい。この未払込保険料の合計額が払い込まれない場合には、会社は、満期祝金、育英年金、死亡保険金、学資年金または給付金を支払いません。

(4) 保険料の払込期月中または払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の前日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合で、未払込保険料があるときは、保険契約者は、すべての特定契約の未払込保険料の合計額を払い込んで下さい。この未払込保険料の合計額が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

7 特定契約の保険料の一括払込または前納は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 保険契約者は、会社の定める範囲内で、すべての特定契約の保険料をあわせて一括払込または前納して下さい。

(2) 保険契約者が特定契約もしくは特定契約に付加している契約者保障保険料払込免除特約の解約または基準保険金額もしくは入院給付日額を減額する場合で、会社が保険料一括払込金または保険料前納金の残額を払い戻すときは、すべての特定契約の保険料一括払込金または保険料前納金の残額をあわせて払い戻します。

8 特定契約が第15条（告知義務違反による解除）または第17条（重大事由による解除）の規定により解除された場合で、その特定契約が解除された日の直前の月ごと応当日（解除された日が月ごと応当日の場合はその日）以後その特定契約が解除された日までに他の特定契約において満期祝金、こども祝金、育英年金、死亡保険金または給付金の支払事由に該当し、その満期祝金、こども祝金、育英年金、死亡保険金または給付金が支払われるときは、その特定契約の解除にあたっては、第15条第5項第2号の規定にかかわらず、同項第1号が適用される場合の取扱に準じて取り扱います。

9 特定契約の社員配当金は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 社員配当金を積み立てる場合は、第21条（社員配当金の分配）第1項第1号および同項第2号の規定にかかわらず、積み立てられるすべての特定契約の社員配当金を合算し、つぎの保険年度の契約応当日から会社所定の利息をつけて積み立て、保険契約者の請求があったときまたはすべての特定契約が消滅したときに保険契約者に支払います。

(2) 特定契約に学資保険契約がある場合、つぎのとおり取り扱います。

(ア) その学資保険契約以外の他の特定契約に割り当てられた社員配当金については、つぎのとおり取り扱います。

(i) 第21条第1項の規定にかかわらず、他の特定契約の契約応当日の到来時にその学資保険契約の学資年金開始日が到来する場合には、他の特定契約について第20条第1項第1号の規定により割り当てられた社員配当金は(イ)の方法に準じて分配します。

(ii) 第21条第2項の規定にかかわらず、他の特定契約の保険期間の満了の際にその学資保険契約の学資年金開始日が到来する場合には、他の特定契約について第20条第1項第4号の規定により割り当てられた社員配当金は(イ)の方法に準じて分配します。

(イ) その学資保険契約の学資年金開始日に第1号の規定により積み立てた社員配当金があるときは、第1号の規定にかかわらず、学資年金開始日にその学資保険契約の責任準備金に充当して、給付約款に定める学資年金の支払額を増額します。ただし、学資年金開始日の前日に学資保険契約の給付約款に定める保険契約者に対する貸付に関する規定によりその学資保険契約が消滅する場合は、つぎのとおり取り扱います。

(i) その学資保険契約の消滅時に他の特定契約もすべて消滅する場合

第1号の規定により積み立てた社員配当金については、その学資保険契約の消滅により会社が支払うべき金額とともに保険契約者に支払います。

(ii) その学資保険契約の消滅後も他の特定契約がある場合

第1号の規定により積み立てた社員配当金については、引き続き、第1号に定めるところにより取り扱います。

こども保険（有配当2012）給付約款目次

この保険の特色およびこの約款の趣旨

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. こども祝金、満期祝金、育英年金、死亡保険金

第1条 こども祝金、満期祝金、育英年金、死亡保険金

第2条 育英年金、死亡保険金の削減支払

2. 保険料の払込の免除

第3条 保険料の払込の免除

第4条 保険料の払込を免除しない場合

3. 受取人

第5条 受取人

第6条 遺言による育英年金受取人の変更

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

4. 総則

第7条 総則

5. 請求、育英年金等の支払時期および支払場所

第8条 請求の手続き

第9条 指定代理請求人による請求

第10条 育英年金等の支払時期および支払場所

6. 保険契約者に対する貸付

第11条 保険契約者に対する貸付

7. 払戻金

第12条 払戻金

8. 育英年金および死亡保険金の支払に関する取扱

第13条 育英年金および死亡保険金の支払に関する取扱

9. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第14条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

〔こども出生前加入特則〕

第15条 特則の適用

第16条 被保険者

第17条 出生の通知

第18条 流産、死産等

第19条 複数出生の場合

第20条 出生前の保険契約者の死亡

第21条 契約年齢の計算の特例

こども保険（有配当2012）給付約款

この保険の特色およびこの約款の趣旨

(1) この保険の特色

この保険は、お子さまのすこやかな成長を願って開発したもので、つぎの特色があります。

(ア) お子さまを被保険者とし、ご両親、ご親族その他そのお子さまを扶養される方のうちお1人に保険契約者になっていただきます。

(イ) お子さまのご成長に従って、こども祝金をお支払いし、また満期を迎えたとき、満期祝金をお支払いします。

(ウ) 保険契約者が死亡された場合には、この保険が継続する間、育英年金をお支払いし、将来の保険料の払込を免除します。

(エ) お子さまが誕生される前でも、この保険にご加入いただくことができます。

(2) この約款の趣旨

この約款は、こども保険（有配当2012）契約（以下、「この保険契約」といいます。）について、給付に関する規定およびこの保険契約独自の取扱に関する規定を定めています。この保険契約の普通保険約款は、この約款のほか、会社の定める保険契約について共通して適用される基本的な契約事項を定める契約基本約款（こども・学資）で構成され、この保険契約にはこの約款および契約基本約款（こども・学資）が同時に適用されるものとします。

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. こども祝金、満期祝金、育英年金、死亡保険金

第1条（こども祝金、満期祝金、育英年金、死亡保険金）

1 この保険契約のこども祝金、満期祝金、育英年金、死亡保険金は、つぎのとおりです。

名称	支 払 事 由	支 払 額		受 取 人
(1) こ ど も 祝 金	被保険者がつぎの満年齢に達した日の直後の2月1日に生存していたとき	18歳 満期	22歳 満期	保険契約者
	5歳10か月	基準保険金額の 10%	10%	
	11歳10か月	10%	10%	
	14歳10か月	10%	10%	
	17歳10か月	—	10%	
(2) 満 期 祝 金	被保険者が保険期間満了時まで生存していたとき	基準保険金額の100%		保険契約者

名称	支 払 事 由	支 払 額	受 取 人	育英年金、死亡保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
(3) 育 英 年 金	保険契約者が保険期間中に死亡したとき	保険契約者が死亡した日およびその日の毎年の応当日（保険期間中に限ります。）に被保険者が生存しているとき、基準保険金額の40%	育英年金受取人	つぎのいずれかにより保険契約者が死亡したとき i) 責任開始（保険契約者の変更が行なわれた場合の保険契約については、最後の保険契約者の変更の際の責任開始。以下、同じ。）の日からその日を含めて3年以内の保険契約者の自殺 ii) 育英年金受取人の故意
(4) 死 亡 保 険 金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	別表2の金額	保険契約者	保険契約者（保険契約者の権利および義務を承継した育英年金受取人を含みます。）が故意に被保険者を死亡させたとき

2 こども祝金は、支払事由が生じた日以後その日を含めて保険契約者の請求があった日の前日またはこの保険契約が消滅した日の前日（保険期間の満了によりこの保険契約が消滅した場合は保険期間満了の日）まで会社所定の利息をつけて据え置いておき、保険契約者の請求があった場合またはこの保険契約が消滅した場合に保険契約者に支払います。

3 第1項の規定により育英年金が支払われる場合で、つぎの各号のいずれかに該当したときは、第1項の規定にかかわらず、残存期間に対する育英年金の現価に相当する金額を育英年金の受取人に支払います。

(1) 育英年金の受取人による育英年金の一括支払の請求があったとき

(2) この保険契約が消滅したとき

4 つぎの第1号または第2号の免責事由により育英年金が支払われない場合には責任準備金を、第3号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には解約払戻金を、会社は、保険契約者に支払います。この場合、免責事由に該当した時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。

(1) 責任開始の日からその日を含めて3年以内に保険契約者が自殺したとき

(2) 育英年金受取人が故意に保険契約者を死亡させたとき

(3) 保険契約者（保険契約者の権利および義務を承継した育英年金受取人を含みます。）が故意に被保険者を死亡させたとき

第2条（育英年金、死亡保険金の削減支払）

1 前条（こども祝金、満期祝金、育英年金、死亡保険金）の規定にかかわらず、保険契約者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した保険契約者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、育英年金を削減して支払うかまたは育英年金を支払わないことがあります。

2 保険契約者が死亡し、前項の規定によって育英年金を支払わない場合、会社は、責任準備金を育英年金受取人に支払います。この場合、育英年金の支払事由が生じた時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を責任準備金から差し引きます。

3 死亡保険金を支払う場合には、会社は、第1項の規定を準用してこれを削減して支払うことがあります。

2. 保険料の払込の免除

第3条（保険料の払込の免除）

1 保険契約者が保険期間中に死亡した場合には、会社は、将来の保険料の払込を免除します。

2 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後契約基本約款（こども・学資）の保険料の払込に関する規定に定めるそれぞれの応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

3 保険料の払込が免除されたこの保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、契約基本約款（こども・学資）に定める保険料払込方法（回数）の変更、基準保険金額等の減額および保険契約者の変更に関する規定は適用しません。

第4条（保険料の払込を免除しない場合）

1 保険契約者がつぎの各号のいずれかにより死亡した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

(1) 責任開始の日からその日を含めて3年以内の保険契約者の自殺

(2) 育英年金受取人の故意

2 前項のほか、保険契約者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した保険契約者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の一部または全部についてその払込を免除しないことがあります。

3. 受取人

第5条（受取人）

- 1 育英年金受取人については、つぎのとおりとします。
 - (1) 育英年金受取人は、被保険者、被保険者の両親・親族、その他被保険者を扶養する者のうちから1人を、保険契約者があらかじめ指定するものとします。
 - (2) 保険契約者が死亡した場合には、以後、育英年金受取人がこども祝金、満期祝金および死亡保険金の受取人となるものとします。
 - (3) 育英年金受取人が被保険者でない場合で、育英年金受取人が死亡したときは、被保険者を育英年金受取人とみなします（ただし、育英年金受取人の死亡後に育英年金受取人の変更が行なわれないときに限ります。）。
 - (4) 保険契約者が死亡した場合には、育英年金受取人が、保険契約者の権利および義務のすべてを承継するものとします。
- 2 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、育英年金受取人を変更することができます。
- 3 保険契約者の死亡後、育英年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
- 4 前2項の場合、変更後の育英年金受取人は、第1項第1号に規定する者の範囲内であることを要します。
- 5 第2項または第3項の通知が会社に到達する前に変更前の育英年金受取人に育英年金を支払ったときは、その支払後に変更後の育英年金受取人から育英年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 6 こども祝金、満期祝金、死亡保険金の受取人は、保険契約者（保険契約者の死亡後は育英年金受取人）以外への変更は取り扱いません。

第6条（遺言による育英年金受取人の変更）

- 1 前条（受取人）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、育英年金受取人を変更することができます。
- 2 保険契約者の死亡後、育英年金受取人は、法律上有効な遺言により、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
- 3 前2項の育英年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 4 前3項に定めるほか、前条第4項を準用します。
- 5 前4項による育英年金受取人の変更は、保険契約者（第2項の場合は育英年金受取人。以下、本項において同じ。）が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

4. 総則

第7条（総則）

- 1 本編は、契約基本約款（こども・学資）に定める基本的な契約事項を除いた、この保険契約独自の取扱について規定するものです。
- 2 この保険契約に付加している特約があるときは、本編または付加している特約にとくに規定のない限り、本編の規定はその特約にも適用されるものとします。

5. 請求、育英年金等の支払時期および支払場所

第8条（請求の手続き）

- 1 育英年金の支払事由（この約款に定める保険料の払込の免除事由を含みます。以下、本項において同じ。）が生じたとき、満期祝金もしくは死亡保険金の支払事由が生じたときまたはこの保険契約に付加している特約の約款に定める保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または育英年金受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 支払事由が生じた育英年金、満期祝金または死亡保険金の受取人（この保険契約に付加している特約の約款に定める保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して育英年金（この約款に定める保険料の払込の免除を含みます。）、満期祝金もしくは死亡保険金（またはこの保険契約に付加している特約の約款に定める保険料の払込の免除）を請求して下さい。
- 3 前項の規定にかかわらず、会社の定める基準を満たす場合は、会社は、保険期間満了日の翌日に保険契約者から満期祝金の請求があったものとして取り扱います。ただし、第1項に定める死亡保険金または育英年金の支払事由が生じた旨の通知が保険期間満了日の翌日までになされた場合は、本項の取扱は行いません。
- 4 会社が保険契約者に満期祝金（満期祝金とともに支払われる金銭を含みます。以下、本項において同じ。）を支払った場合で、死亡保険金または育英年金の支払事由が生じていたときには、会社は満期祝金を受け取った者に、民法等の関係法令に則り、その返還を請求することができます。この場合、死亡保険金が支払われることとなるときは、会社は死亡保険金の受取人に死亡保険金を支払い、また育英年金が支払われることとなるときは、育英年金受取人に育英年金を支払います。
- 5 つぎの各号の取扱を行なう場合は、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
 - (1) 第1条（こども祝金、満期祝金、育英年金、死亡保険金）および第14条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）に定めるこども祝金の支払の請求
 - (2) 第1条に定める育英年金の一括支払の請求

- (3) 第5条(受取人)に定める育英年金受取人の変更に関する通知
- (4) 第6条(遺言による育英年金受取人の変更)に定める遺言による育英年金受取人の変更に関する通知
- (5) 次条(指定代理請求人による請求)に定める指定代理請求人の指定・変更指定
- (6) 次条および第14条に定める指定代理請求人によるこども祝金、満期祝金または死亡保険金の請求
- (7) 第11条(保険契約者に対する貸付)に定める保険契約者に対する貸付
- (8) 第17条(出生の通知)に定める出生の通知
- (9) 第18条(流産、死産等)に定める流産、死産等の通知
- (10) 契約者保障保険料払込免除特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による保険料の払込の免除の請求

第9条(指定代理請求人による請求)

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定することができます(本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。)
 - (1) つぎの範囲内の者
 - (ア) 保険契約者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 保険契約者の直系血族
 - (ウ) 保険契約者の兄弟姉妹
 - (エ) 前(イ)(ウ)のほか、保険契約者と同居し、または、保険契約者と生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族
- (2) 前号のほか、つぎの範囲内の者で、こども祝金、満期祝金または死亡保険金(以下、本条において「こども祝金等」といいます。)の受取のためにこども祝金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者
 - (ア) 保険契約者と同居し、または、保険契約者と生計を一にしている者
 - (イ) 保険契約者の財産管理を行なっている者
 - (ウ) 育英年金受取人
 - (エ) その他前(ア)から(ウ)までに掲げる者と同等の関係にある者
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。
- 3 第1条(こども祝金、満期祝金、育英年金、死亡保険金)第2項および前条(請求の手続き)第2項の規定にかかわらず、こども祝金等の受取人がこども祝金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めたときその他のこども祝金等を請求できない特別な事情があると会社が認めたときは、前2項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、こども祝金等の受取人の代理人としてこども祝金等の請求をすることができます。
- 4 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号に定める範囲内であることを要します。
- 5 第3項の規定により、会社がこども祝金等をこども祝金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してそのこども祝金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 6 本条の規定にかかわらず、故意に死亡保険金の支払事由を生じさせた者または故意にこども祝金等の受取人在第3項に定めるこども祝金等を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- 7 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、保険契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、契約基本約款(こども・学資)の告知義務違反による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または育英年金受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。
- 8 保険契約者が死亡したときは、育英年金受取人は、新たに指定代理請求人を指定することができます。この場合、本条中「保険契約者」とあるのを「育英年金受取人」と、第3項および前条第5項第6号中「こども祝金、満期祝金または死亡保険金」とあるのを「こども祝金、満期祝金、育英年金または死亡保険金」と、第6項中「死亡保険金」とあるのを「育英年金または死亡保険金」と読み替えて本条および前条の規定を適用します。

第10条(育英年金等の支払時期および支払場所)

- 1 育英年金、こども祝金、満期祝金または死亡保険金(以下、本条において「育英年金等」といいます。)は、第8条(請求の手続き)に定める育英年金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。
- 2 第8条第3項本文の場合、前項中「第8条(請求の手続き)に定める育英年金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日」とあるのを「保険期間満了の日の翌日」と読み替えて、前項の規定を適用します。
- 3 育英年金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から育英年金等の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ該当各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行ないます(ただし、第8条第3項本文の場合を除きます。)。この場合には、第1項の規定にかかわらず、育英年金等を支払うべき期限は、第8条に定める育英年金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 育英年金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
この約款に定める支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 育英年金等の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
育英年金等の支払事由が発生した原因
 - (3) 契約基本約款(こども・学資)に定める告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因

(4) 契約基本約款（こども・学資）に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、契約基本約款（こども・学資）の重大事由による解除に関する規定に定める保険契約者等が反社会的勢力に該当すると認められる等その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは育英年金受取人の保険契約締結の目的もしくは育英年金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から育英年金等の請求時までにおける事実

4 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、第1項および前項にかかわらず、育英年金等を支払うべき期限は、第8条に定める育英年金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

(2) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または育英年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

(3) 前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日

5 前2項の規定を適用する場合には、会社は、育英年金等を請求した者に通知します。

6 第3項および第4項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または育英年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は育英年金等を支払いません。

7 第1項および前4項の規定は、この約款およびこの保険契約に付加している特約の約款に定める保険料の払込の免除について準用します。

6. 保険契約者に対する貸付

第11条（保険契約者に対する貸付）

1 保険契約者は、つぎの各号の金額の会社の定める範囲内で貸付を受けることができます。ただし、貸付金額は会社の定める限度を下回ることはできません。

(1) 育英年金が支払われていない場合

育英年金が支払われているとみなした場合のこの保険契約の解約払戻金

(2) 育英年金が支払われている場合

この保険契約の解約払戻金

2 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率により複利で計算します。

3 本条の貸付を受けた場合、貸付期間は貸付日からその日を含めて1年間とし、保険契約者は本条の貸付金の元利金を貸付期間の満了日に返済して下さい。ただし、保険契約者は貸付期間の満了日前に本条の貸付金の元利金を返済することができます。

4 貸付期間の満了日までに本条の貸付金の元利金が返済されないときは、貸付期間を1年間延長します。貸付期間が延長されるときは、貸付期間の満了日における利息をその翌日に貸付金の元金に繰り入れます。

5 第3項の場合で、貸付期間の満了日が保険期間満了日の翌日以後となるときは、貸付期間の満了日は保険期間満了の日とします。また、前項の規定により貸付期間を延長する場合も同様とします。

6 第3項の規定にかかわらず、貸付期間中につぎの各号のいずれかに該当した場合には、その時に本条の貸付の貸付期間が満了したものとし、会社は、会社が支払うべき金額から、本条の貸付金の元利金を差し引きます。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当した場合で、会社が支払うべき金額を本条の貸付金の元利金がこえるときは、そのこえる部分については、貸付期間が満了しないものとします。

(1) この保険契約が消滅したとき

(2) 基準保険金額を減額したとき

(3) 契約年齢または性別の誤りの処理により、保険料の差額の精算等の取扱が行なわれたとき

(4) 保険契約者を変更したとき

7 保険契約者は、貸付期間中に、新たに本条の貸付を受けることができます。この場合、すでに本条の貸付を受けている金額の元利金（以下、「既貸付元利金」といいます。）と、さらに本条の貸付を受ける金額を合算した金額を新たな貸付金額（第1項に定める範囲内であることを要します。）とし、新たな貸付金額のうち既貸付元利金に相当する金額は、既貸付元利金の返済に充当します。

8 会社は、毎月の会社所定の日（以下、「判定日」といいます。）において、判定日の属する月の5か月後の月における契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の前日（以下、本条において「基準日」といいます。）までの本条の貸付金の元利合計額および基準日におけるこの保険契約の解約払戻金額を計算します。この場合、本条の貸付金の元利合計額がこの保険契約の解約払戻金額をこえるとき（以下、「超過状態」といいます。）は、第3項の規定にかかわらず、保険契約者は、判定日の属する月の翌月末日までに本条の貸付金の元利金を返済して下さい。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。

9 前項の通知にもかかわらず、本条の貸付金の元利金の返済が判定日の属する月の翌月末日までになされなかった場合は、会社は、相当の期間を定めて保険契約者に本条の貸付金の元利金の返済を催告するとともに、その期間内に本条の貸付金の元利金が返済されず、かつ、基準日において超過状態であるときは、基準日の翌日の到来をもってこの保険契約を解除することを保険契約者に通知します。

- 10 前2項の通知を行なう場合、契約基本約款（こども・学資）に定める保険契約者の住所の変更に関する規定における保険契約者が住所の変更の通知をしなかった場合の取扱を適用します。
- 11 第9項の通知にもかかわらず、その相当の期間内に本条の貸付金の元利金が返済されず、かつ、基準日において超過状態である場合には、この保険契約は基準日の翌日の到来をもって解除となり、将来に向かって消滅します。
- 12 判定日以後に本条の貸付金の元利金の一部の返済がなされたことにより、基準日において超過状態でない場合、会社は、基準日の翌日から返済がなされた日の属する月の5か月後の月における月ごと応当日の前日までの間に超過状態となるかを判定します。この場合、判定結果に応じて、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 超過状態となる場合
超過状態となった直後の月ごと応当日の前日を新基準日として、第9項および前項中「基準日」とあるのは「新基準日」と読み替えて前3項の規定を適用し、催告を行なったうえでの保険契約の解除の取扱をします。この場合、本条の貸付金の元利金の一部の返済が再度なされたことにより、新基準日において超過状態でない場合は、本項の規定に準じて取り扱います。
- (2) 超過状態とならない場合
前3項の規定は適用しません。この場合、第8項に定める本条の貸付金の元利金の返済の規定にかかわらず、第3項、第4項および第5項の規定を適用します。
- 13 第9項および前項第1号の規定により、本条の貸付金の元利金の返済を求めた場合であっても、貸付金の利息については第2項の規定を適用します。

7. 払戻金

第12条（払戻金）

解約払戻金および責任準備金は、この保険契約の経過した年月数および育英年金の支払の有無により計算します。

8. 育英年金および死亡保険金の支払に関する取扱

第13条（育英年金および死亡保険金の支払に関する取扱）

- 1 契約基本約款（こども・学資）に定める解約に関する規定および債権者等による解約の効力等に関する規定により、この保険契約が解約された場合で、解約された日を含む保険料期間の末日（年払契約の場合は、解約された日の直後の月ごと応当日の前日。以下、本項において「基準日」といいます。）までに、第1条（こども祝金、満期祝金、育英年金、死亡保険金）第1項第3号または第4号に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 解約がなされず、この保険契約が有効中であったとすれば育英年金または死亡保険金が支払われる場合に限り、会社は、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 育英年金が支払われる場合
会社は、解約された時の育英年金受取人（以下、「解約時育英年金受取人」といいます。解約時育英年金受取人が被保険者でない場合で、解約時育英年金受取人が死亡したときは、被保険者を解約時育英年金受取人とします。以下、同じ。）に育英年金の現価に相当する金額から解約された時の解約払戻金と同額を差し引いた金額を第1条第1項第3号に定める支払額として支払います。
- (イ) 死亡保険金が支払われる場合
会社は、解約された時の保険契約者（以下、「解約時保険契約者」といいます。解約時保険契約者が死亡したときは、解約時育英年金受取人を解約時保険契約者とします。）に死亡保険金を支払います。ただし、第1条第1項第4号に定める支払額は、別表2の金額から解約された時の解約払戻金と同額を差し引いた金額（ただし、（ア）の規定にもとづく支払もなされる場合は、別表2の金額）とします。
- (2) 前号の規定にかかわらず、解約された日から基準日までの間に2月1日（解約がなされず、この保険契約が有効中であったとすればこども祝金が支払われる2月1日に限ります。以下、本項において同じ。）がある場合、解約がなされず、この保険契約が有効中であったとすれば育英年金または死亡保険金が支払われるときに限り、会社は、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 育英年金が支払われる場合
前号（ア）中、「解約払戻金」とあるのを「解約払戻金（第1条第1項第1号に定める支払額と同額を差し引いた金額とします。）」と読み替えて前号（ア）を適用します。
- (イ) 死亡保険金が支払われる場合
(i) 被保険者が2月1日の前日以前に死亡したときは、前号（イ）中、「ただし、（ア）の規定にもとづく支払もなされる場合は、別表2の金額」とあるのを「ただし、（ア）の規定にもとづく支払もなされる場合は、別表2の金額から第1条第1項第1号に定める支払額と同額を差し引いた金額」と読み替えて前号（イ）を適用します。
(ii) 被保険者が2月1日以後に死亡したときは、前号（イ）中、「解約払戻金」とあるのを「解約払戻金（第1条第1項第1号に定める支払額と同額を差し引いた金額とします。）」と読み替えて前号（イ）を適用します。
- (3) 解約された時に未払込保険料を解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかつた金額があるときは、会社は、その金額を前2号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
- 2 契約基本約款（こども・学資）に定める基準保険金額等の減額に関する規定および債権者等による解約の効力等に関する規定により、この保険契約の基準保険金額が減額された場合で、減額された日を含む保険料期間の末日（年払契約の場合は、減額された日の直後の月ごと応当日の前日。以下、本項において「基準日」といいます。）までに、第1条第1項第3号または第4号に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 育英年金または死亡保険金が支払われる場合の取扱は、つぎのとおりとします。
- (ア) 育英年金が支払われる場合
- 会社は、つぎの(i)(ii)に定める金額を第1条第1項第3号に定める支払額として育英年金受取人に支払います。
- (i) 第1回目の育英年金
- 基準保険金額の減額分に対応する育英年金の現価に相当する金額から減額された時の減額分に対応する解約払戻金と同額を差し引いた金額に減額後の基準保険金額の40%を合算した金額
- (ii) 第2回目以後の育英年金
- 保険契約者が死亡した日の毎年の応当日（保険期間中に限ります。）に被保険者が生存しているとき、減額後の基準保険金額の40%
- (イ) 死亡保険金が支払われる場合
- 会社は、減額前の別表2の金額から減額された時の減額分に対応する解約払戻金と同額を差し引いた金額（ただし、(ア)の規定にもとづく支払もなされる場合は、減額前の別表2の金額）を、第1条第1項第4号に定める支払額として保険契約者に支払います。
- (2) 前号の規定にかかわらず、減額された日から基準日までの間に2月1日（こども祝金が支払われる2月1日に限ります。以下、本項において同じ。）がある場合で、育英年金または死亡保険金が支払われるときは、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 育英年金が支払われる場合
- 前号(ア)中、「減額分に対応する解約払戻金」とあるのを「減額分に対応する解約払戻金（減額分に対応する第1条第1項第1号に定める支払額と同額を差し引いた金額とします。）」と読み替えて前号(ア)を適用します。
- (イ) 死亡保険金が支払われる場合
- (i) 被保険者が2月1日の前日以前に死亡したときは、前号(イ)中、「ただし、(ア)の規定にもとづく支払もなされる場合は、減額前の別表2の金額」とあるのを「ただし、(ア)の規定にもとづく支払もなされる場合は、減額前の別表2の金額から減額分に対応する第1条第1項第1号に定める支払額と同額を差し引いた金額」と読み替えて前号(イ)を適用します。
- (ii) 被保険者が2月1日以後に死亡したときは、前号(イ)中、「減額分に対応する解約払戻金」とあるのを「減額分に対応する解約払戻金（減額分に対応する第1条第1項第1号に定める支払額と同額を差し引いた金額とします。）」と読み替えて前号(イ)を適用します。
- (3) 減額された時に減額分に対応する未払込保険料を減額分に対応する解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を前2号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
- 3 條約基本約款（こども・学資）の債権者等による解約の効力等に関する規定に定める債権者等による保険契約の解約（基準保険金額の減額を含みます。以下、本項において同じ。）が行なわれた場合で、月ごと応当日に解約の効力が生じるときは、前2項の規定は適用しません。

9. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第14条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 契約基本約款（こども・学資）に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定によりこの保険契約が特定契約として取り扱われている場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) この保険契約が第11条（保険契約者に対する貸付）に定める貸付を受けている場合は、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) この保険契約が第11条の規定により解除となり消滅する場合は、他の特定契約も同時に解除となり将来に向かって消滅するものとします。
- (イ) この保険契約の消滅時に他の特定契約も消滅する場合、第11条第6項の規定によりこの保険契約の支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を消滅する他の特定契約の支払うべき金額から差し引きます。
- (2) 第1条（こども祝金、満期祝金、育英年金、死亡保険金）第1項第3号もしくは同項第4号に定める免責事由に該当した場合または第2条（育英年金、死亡保険金の削減支払）第1項の規定により育英年金を支払わない場合に該当した場合で、その時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料（以下、本項において「未払込保険料」といいます。）を会社が支払うべき金額から差し引くときは、すべての特定契約の未払込保険料の合計額を差し引きます。
- (3) 他の特定契約にこども総合医療保険契約がある場合には、第5条（受取人）第1項に定める育英年金受取人は、こども総合医療保険契約の後継保険契約者と同一人であることを要し、こども総合医療保険契約の後継保険契約者を変更（遺言による変更の場合を含みます。）する場合は、育英年金受取人についても同一の変更の請求を行なって下さい。
- (4) 第1条第2項の規定にかかわらず、この保険契約の消滅後も他の特定契約がある場合には、こども祝金は、保険契約者（保険契約者の死亡後はこども総合医療保険契約の後継保険契約者。以下、本号において同じ。）の請求があつた日の前日またはすべての特定契約が消滅した日の前日（保険期間の満了によりすべての特定契約が消滅した場合はその保険期間満了の日）まで会社所定の利息をつけて据え置いておき、保険契約者の請求があつた場合またはすべての特定契約が消滅した場合に保険契約者に支払います。
- (5) 前号の規定にかかわらず、こども祝金の受取人がこども祝金の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めたときその他のこども祝金を請求できない特別な事情があると会社が認めたときは、他の特定契約において指定または変更指定された指定代理請求人が、こども祝金の受取人の代理人としてこども祝金の請求をすることができます。この場合、第9条（指定代理請求人による請求）の規定を準用します。

〔こども出生前加入特則〕

第15条（特則の適用）

被保険者となるべき者がこの保険契約締結の際に胎児である場合には、第1編、第2編および契約基本約款（こども・学資）のほか、この特則を適用します。

第16条（被保険者）

前条（特則の適用）の胎児（以下、「胎児」といいます。）は、出生時に被保険者となります。

第17条（出生の通知）

保険契約者は、被保険者が出生したことを知ったときは、その旨会社に通知して下さい。

第18条（流産、死産等）

1 胎児が流産または死産等により出生しなかった場合には、この保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれたこの保険契約の保険料を保険契約者に払い戻します。

2 保険契約者は、前項の事実を知ったときは、その旨会社に通知して下さい。

第19条（複数出生の場合）

1 胎児が複数あり、かつ、この保険契約締結の際に保険契約者から戸籍に記載されるべき順位によって被保険者となるべき者を指定する申出があったときは、その指定された者を被保険者とします。

2 前項の場合、胎児の流産または死産等により、指定した戸籍上の順位に該当する者が出生しなかったときは、前条（流産、死産等）の規定により取り扱います。

3 第1項の被保険者となるべき者の指定がない場合で、胎児が複数で出生した場合には、戸籍上先順位に記載された者を被保険者とします。

第20条（出生前の保険契約者の死亡）

1 被保険者となるべき者の出生前に、育英年金の支払事由が生じたとき（育英年金の免責事由に該当しない場合に限ります。）は、会社は、第1回目の育英年金を被保険者が出生した日に支払い、第2回目以後の育英年金は第1条（こども祝金、満期祝金、育英年金、死亡保険金）の規定により支払います。

2 被保険者となるべき者が育英年金受取人である場合、被保険者となるべき者の出生前に、保険契約者が死亡したときは、被保険者となるべき者は、出生した時から保険契約者の権利および義務のすべてを承継するものとします。

第21条（契約年齢の計算の特例）

契約基本約款（こども・学資）に定める契約年齢の計算に関する規定にかかわらず、被保険者の契約年齢は、0歳とします。

こども総合医療保険（有配当2012）給付約款目次

この保険の特色およびこの約款の趣旨

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 給付金の種類の型

第1条 給付金の種類の型

2. 給付金

第2条 給付金

第3条 給付金の削減支払

第4条 給付限度

3. 保険料の払込の免除

第5条 保険料の払込の免除

第6条 保険料の払込を免除しない場合

4. 給付金の受取人・後継保険契約者

第7条 給付金の受取人

第8条 後継保険契約者

第9条 遺言による後継保険契約者の変更

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

5. 総則

第10条 総則

6. 請求、給付金の支払時期および支払場所

第11条 請求の手続き

第12条 指定代理請求人による請求

第13条 給付金の支払時期および支払場所

7. 払戻金

第14条 払戻金

8. 被保険者の死亡

第15条 被保険者の死亡

9. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第16条 法令等の改正に伴う支払事由の変更

10. 給付金の支払に関する取扱

第17条 給付金の支払に関する取扱

11. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第18条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

こども総合医療保険（有配当2012）給付約款

この保険の特色およびこの約款の趣旨

（1）この保険の特色

この保険は、つぎの特色があります。

（ア）お子さまを被保険者とし、ご両親、ご親族その他そのお子さまを扶養される方のうちお1人に保険契約者になっていただきます。

（イ）お子さまが入院された場合や手術等を受けられた場合には、給付金をお支払いします。

（ウ）保険契約者が死亡された場合には、将来の保険料の払込を免除します。

（2）この約款の趣旨

この約款は、こども総合医療保険（有配当2012）契約（以下、「この保険契約」といいます。）について、給付に関する規定およびこの保険契約独自の取扱に関する規定を定めています。この保険契約の普通保険約款は、この約款のほか、会社の定める保険契約について共通して適用される基本的な契約事項を定める契約基本約款（こども・学資）で構成され、この保険契約にはこの約款および契約基本約款（こども・学資）が同時に適用されるものとします。

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 納付金の種類の型

第1条（納付金の種類の型）

1 保険契約者は、この保険契約の締結の際、会社の定める範囲内で、納付金の種類の型について、つぎのいずれかを指定するものとします。

納付金の種類の型	入院療養給付金あり型	入院療養給付金なし型
給付金の種類	災害入院給付金 疾病入院給付金 手術給付金（20倍） 手術給付金（5倍） 放射線治療給付金 入院療養給付金	災害入院給付金 疾病入院給付金 手術給付金（20倍） 手術給付金（5倍） 放射線治療給付金

2 前項により指定された納付金の種類の型の変更は取り扱いません。

2. 給付金

第2条（給付金）

1 この保険契約の災害入院給付金、疾病入院給付金、入院療養給付金、手術給付金（20倍）、手術給付金（5倍）、放射線治療給付金（以下、「給付金」といいます。）は、つぎのとおりです。

名称	支 払 事 由	支 払 額	受 取 人	給付金を支払わない場合 (以下、「免責事由」といいます。)
(1) 災 害 入 院 給 付 金	<p>被保険者が保険期間中につぎの入院をしたとき</p> <p>① 責任開始時以後に発生した不慮の事故（別表3）を直接の原因とする入院（別表4）であること</p> <p>② その入院が①の事故の日を含めて180日以内に開始したものであること</p> <p>③ その入院が治療を目的とした、病院または診療所（別表5）への入院¹であり、かつ、2日以上継続した入院であること</p>	<p>入院1回につき、 入院給付日額 × 入院日数</p>	保 険 契 約 者	<p>つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <ul style="list-style-type: none">i) 保険契約者（保険契約者の権利および義務を承継した後継保険契約者を含みます。）または被保険者の故意または重大な過失ii) 被保険者の犯罪行為iii) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故iv) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故v) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故vi) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故vii) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの（原因の如何を問いません。）

備考

1. 治療を目的とする入院

美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院などは、「治療を目的とする入院」に該当しません。

名称	支 払 事 由	支 払 額	受 取 人	免 責 事 由
(2) 疾 病 入 院 給 付 金	<p>被保険者が保険期間中につぎの(a)または(b)に定める入院をしたとき</p> <p>(a) つぎの入院をしたとき</p> <p>① 責任開始時以後に生じたつぎのいずれかを直接の原因とする入院(別表4)であること</p> <p>(ア) 疾病(異常分娩(別表6)を含みます。以下、同じ。)</p> <p>(イ) 不慮の事故(別表3)(その事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院に限ります。)</p> <p>(ウ) 不慮の事故(別表3)以外の外因</p> <p>② その入院が治療を目的とした、病院または診療所(別表5)への入院¹であり、かつ、2日以上継続した入院であること</p> <p>(b) つぎの入院をしたとき</p> <p>① 骨髄幹細胞の採取術²を直接の目的とする入院であること(ただし、責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日以後の入院に限るものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術²を受けることを要します。)</p> <p>② その入院が病院または診療所(別表5)への入院であり、かつ、2日以上継続した入院であること</p>	<p>入院1回につき、 入院給付日額 × 入院日数</p>	保 険 契 約 者	<p>つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>i) 保険契約者(保険契約者の権利および義務を承継した後継保険契約者を含みます。)または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>ii) 被保険者の犯罪行為</p> <p>iii) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>iv) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>v) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>vi) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>vii) 被保険者の薬物依存³</p> <p>viii) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)</p>

備考**1. 治療を目的とする入院**

美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院などは、「治療を目的とする入院」に該当しません。

2. 骨髄幹細胞の採取術

「骨髄幹細胞の採取術」とは、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄からの骨髓幹細胞の採取術をいい、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。ただし、骨髓幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

3. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

名称	支 払 事 由	支 払 額	受 取 人	免 責 事 由
(3) 入 院 療 養 給 付 金	<p>給付金の種類の型が「入院療養給付金あり型」の場合で、被保険者が保険期間中につぎの入院をしたとき</p> <p>① 第1号に規定する災害入院給付金または前号に規定する疾病入院給付金の支払われる入院（別表4）であること</p> <p>② すでに入院療養給付金の支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院であること（この場合、いずれの入院についても、入院が開始された日は、第1号に規定する災害入院給付金または前号に規定する疾病入院給付金の支払対象となった最初の日とします。）</p>	<p>入院1回につき、 入院給付日額 × 5</p>	保 険 契 約 者	_____

名称	支 払 事 由	支 払 額	受 取 人	免責事由
(4) 手 術 給 付 金 (20 倍) ₁	<p>被保険者が保険期間中かつ、2日以上継続した入院中につきの(a)または(b)に定める手術を受けたとき</p> <p>(a) つぎの手術を受けたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 責任開始時以後に生じたつぎのいずれかを直接の原因とする手術であること <ul style="list-style-type: none"> (ア) 疾病 (イ) 不慮の事故（別表3） (ウ) 不慮の事故（別表3）以外の外因 ② その手術が治療を直接の目的とした、病院または診療所（別表5）における手術²であること ③ その手術がつぎのいずれかの手術であること <ul style="list-style-type: none"> (ア) 公的医療保険制度（別表7）にもとづく医科診療報酬点数表（別表8）（以下、「医科診療報酬点数表」といいます。）によって手術料の算定対象として列挙されている手術（公的医療保険制度（別表7）にもとづく歯科診療報酬点数表（別表9）（以下、「歯科診療報酬点数表」といいます。）によって手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は含まれません。）。ただし、つぎに定めるものを除きます。 (i) 創傷処理 (ii) 皮膚切開術 (iii) デブリードマン (iv) 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 (v) 外耳道異物除去術 (vi) 鼻内異物摘出術 (vii) 抜歯手術 (イ) 先進医療（別表10）に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除、修復などの操作を加える手術。ただし、つぎに定めるものを除きます。 (i) 歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術 (ii) (ア)において、支払事由に該当する手術から除いているもの <ul style="list-style-type: none"> なお、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。 <p>(b) つぎの①に定める骨髄移植術³または②に定める骨髄幹細胞の採取術⁴のいずれかを受けたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (a) ①および(a) ②を満たす、医科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術³であること ② 病院または診療所（別表5）における、責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日以後に受けた骨髄幹細胞の採取術⁴であること 	<p>手術 1回につき、 入院給付日額 × 20</p>	保 険 契 約 者	疾病入院給付金と同じ

備考

1. 手術給付金（20倍）または手術給付金（5倍）の支払対象となる手術

被保険者が第2条第1項第4号または第5号に規定する手術を受けた場合で、かつ、当該手術が医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術については、その手術を受けた1日目についてのみ第2条第1項第4号または第5号の規定が適用されます。

2. 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

3. 骨髄移植術

「骨髄移植術」とは、組織の機能に障害がある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいい、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含まれません。

4. 骨髄幹細胞の採取術

「骨髄幹細胞の採取術」とは、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄からの骨髄幹細胞の採取術をいい、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

名称	支 払 事 由	支 払 額	受 取 人	免責 事由
(5) 手 術 給 付 金 (5 倍) ₁	<p>被保険者が保険期間中につぎの(a)または(b)に定める手術を受けたとき。ただし、前号の手術給付金(20倍)が支払われる場合を除きます。</p> <p>(a) つぎの手術を受けたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 責任開始時以後に生じたつぎのいずれかを直接の原因とする手術であること <ul style="list-style-type: none"> (ア) 疾病 (イ) 不慮の事故(別表3) (ウ) 不慮の事故(別表3)以外の外因 ② その手術が治療を直接の目的とした、病院または診療所(別表5)における手術²であること ③ その手術が前号(a)③に定める手術であること <p>(b) つぎの①に定める骨髄移植術³または②に定める骨髄幹細胞の採取術⁴のいずれかを受けたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (a) ①および(a)②を満たす、医科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術³であること ② 病院または診療所(別表5)における、責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日以後に受けた骨髄幹細胞の採取術⁴であること 	手術1回につき、 入院給付日額 × 5	保 険 契 約 者	疾病入院給付金と同じ

名称	支 払 事 由	支 払 額	受 取 人	免責 事由
(6) 放 射 線 治 療 給 付 金	<p>被保険者が保険期間中につぎの施術(以下、「放射線治療」といいます。)を受けたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 責任開始時以後に生じたつぎのいずれかを直接の原因とする施術であること <ul style="list-style-type: none"> (ア) 疾病 (イ) 不慮の事故(別表3) (ウ) 不慮の事故(別表3)以外の外因 ② その施術が治療を直接の目的とした、病院または診療所(別表5)における施術であること ③ その施術がつぎのいずれかであること <ul style="list-style-type: none"> (ア) 医科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術(歯科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術については、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている施術以外は含まれません。) (イ) 先進医療(別表10)に該当する放射線照射または温熱療法による施術 ④ すでに放射線治療給付金の支払事由に該当している場合には、放射線治療給付金が支払われることになった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けた施術であること 	放射線治療 1回につき、 入院給付日額 × 10	保 険 契 約 者	疾病入院給付金と同じ

備考

1. 手術給付金(20倍)または手術給付金(5倍)の支払対象となる手術

被保険者が第2条第1項第4号または第5号に規定する手術を受けた場合で、かつ、当該手術が医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術については、その手術を受けた1日目についてのみ第2条第1項第4号または第5号の規定が適用されます。

2. 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

3. 骨髄移植術

「骨髄移植術」とは、組織の機能に障害がある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいい、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含まれません。

4. 骨髄幹細胞の採取術

「骨髄幹細胞の採取術」とは、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄からの骨髄幹細胞の採取術をいい、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

- 2 被保険者が責任開始時前に生じた疾病、不慮の事故（別表3）または不慮の事故（別表3）以外の外因を原因として入院した場合は手術もしくは放射線治療を受けた場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合は手術もしくは放射線治療を受けたときは、その入院または手術もしくは放射線治療は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- 3 被保険者が責任開始時前に生じた疾病を原因として責任開始時以後に入院した場合は手術もしくは放射線治療を受けた場合でも、この保険契約の締結の際に、その疾病的告知があった場合には、その入院または手術もしくは放射線治療は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- 4 被保険者が責任開始時前に生じた疾病を原因として責任開始時以後に入院した場合は手術もしくは放射線治療を受けた場合でも、その疾病に関して、責任開始時前に、被保険者がつぎの各号のすべてを満たす場合には、その入院または手術もしくは放射線治療は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- (1) 医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがないこと
- (2) 検査（人間ドック、健康診断を含みます。）の結果で異常指摘を受けたことがないこと
- 5 被保険者が第1項第1号に規定する入院を2回以上したときは、原因の如何を問わず、1回の入院とみなして本条および第4条（給付限度）のうち災害入院給付金に関する規定を適用します。ただし、災害入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 6 被保険者が第1項第2号に規定する入院を2回以上したときは、原因の如何を問わず、1回の入院とみなして本条および第4条のうち疾病入院給付金に関する規定を適用します。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 7 被保険者が第1項第1号または第2号に規定する入院を同一の日に複数回した場合でも、災害入院給付金または疾病入院給付金は重複して支払いません。
- 8 災害入院給付金の支払事由が生じた場合でも、疾病入院給付金が支払われる日数に対しては、会社は、災害入院給付金を支払いません。
- 9 被保険者の継続入院中にこの保険契約の保険期間が満了したことによりこの保険契約が消滅した場合、この保険契約消滅後のその継続入院は、この保険契約の有効中の入院とみなして本条、次条（給付金の削減支払）および第4条の規定を適用します。ただし、手術給付金（20倍）、手術給付金（5倍）および放射線治療給付金の支払に関する規定は適用しません。
- 10 被保険者が第1項第4号または第5号に規定する手術を同一の日に複数回受けた場合（1つの手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。以下、本項において同じ。）には、1つの手術についてのみ本条および第4条の規定を適用して手術給付金（20倍）または手術給付金（5倍）を支払います。この場合、第1項第4号に規定する手術と第1項第5号に規定する手術を同一の日に受けたときには、手術給付金（20倍）を支払います。
- 11 被保険者が第1項第4号または第5号に規定する、同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、当該手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、第1項第4号および第5号の規定にかかわらず、それらの手術については、それらの手術のうち給付金額の高いいすれか1つの手術についてのみ本条および第4条の規定を適用して手術給付金（20倍）または手術給付金（5倍）を支払います。

第3条（給付金の削減支払）

前条（給付金）の規定にかかわらず、被保険者がつぎのいずれかにより入院した場合は手術もしくは放射線治療を受けた場合で、その原因により入院した場合は手術もしくは放射線治療を受けた被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、給付金を削減して支払うかまたは給付金を支払わないことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波によるとき
(2) 戦争その他の変乱によるとき

第4条（給付限度）

この保険契約により給付金が支払われる限度はつぎのとおりです。

1回の入院についての支払日数（災害入院給付金、疾病入院給付金を支払う日数。以下、同じ。）の限度		この保険契約の保険期間を通じての支払日数（以下、「通算支払日数」といいます。）の限度		この保険契約の保険期間を通じての支払回数の限度（入院療養給付金については、給付金の種類の型が「入院療養給付金あり型」の場合に限ります。）			
災害入院 給付金	疾病入院 給付金	災害入院 給付金	疾病入院 給付金	入院療養 給付金	手術 給付金 (20倍)	手術 給付金 (5倍)	放射線 治療 給付金
124日	124日	1095日	1095日	30回	なし	30回	なし

3. 保険料の払込の免除

第5条（保険料の払込の免除）

- 1 保険契約者が保険期間中に死亡した場合には、会社は、将来の保険料の払込を免除します。

- 2 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後契約基本約款（こども・学資）の保険料の払込に関する規定に定めるそれぞれの応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
- 3 保険料の払込が免除されたこの保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、契約基本約款（こども・学資）に定める保険料払込方法（回数）の変更、基準保険金額等の減額および保険契約者の変更に関する規定は適用しません。

第6条（保険料の払込を免除しない場合）

- 1 保険契約者がつぎの各号のいずれかにより死亡した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。
 - (1) 責任開始（保険契約者の変更が行なわれた場合の保険契約については、最後の保険契約者の変更の際の責任開始。）の日からその日を含めて3年以内の保険契約者の自殺
 - (2) 後継保険契約者の故意
- 2 前項のほか、保険契約者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した保険契約者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の一部または全部についてその払込を免除しないことがあります。

4. 給付金の受取人・後継保険契約者

第7条（給付金の受取人）

給付金の受取人は、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）以外への変更は取り扱いません。

第8条（後継保険契約者）

- 1 保険契約者は、被保険者、被保険者の両親・親族、その他被保険者を扶養する者のうちから1人を、保険契約者の死亡後に給付金を受け取る者（以下、「後継保険契約者」といいます。）としてあらかじめ指定するものとします。
- 2 保険契約者が死亡した場合には、以後、後継保険契約者が給付金の受取人となるものとします。
- 3 後継保険契約者が被保険者でない場合で、後継保険契約者が死亡したときは、被保険者を後継保険契約者とみなします（ただし、後継保険契約者の死亡後に後継保険契約者の変更が行なわれないとときに限ります。）。
- 4 保険契約者が死亡した場合には、後継保険契約者が、保険契約者の権利および義務のすべてを承継するものとします。
- 5 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、後継保険契約者を変更することができます。
- 6 保険契約者の死亡後、後継保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
- 7 前2項の場合、変更後の後継保険契約者は、第1項に規定する者の範囲内であることを要します。
- 8 第5項または第6項の通知が会社に到達する前に変更前の後継保険契約者に給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の後継保険契約者から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第9条（遺言による後継保険契約者の変更）

- 1 前条（後継保険契約者）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、後継保険契約者を変更することができます。
- 2 保険契約者の死亡後、後継保険契約者は、法律上有効な遺言により、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
- 3 前2項の後継保険契約者の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 4 前3項に定めるほか、前条第7項を準用します。
- 5 前4項による後継保険契約者の変更は、保険契約者（第2項の場合は後継保険契約者。以下、本項において同じ。）が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

5. 総則

第10条（総則）

- 1 本編は、契約基本約款（こども・学資）に定める基本的な契約事項を除いた、この保険契約独自の取扱について規定するものです。
- 2 この保険契約に付加している特約があるときは、本編または付加している特約にとくに規定のない限り、本編の規定はその特約にも適用されるものとします。

6. 請求、給付金の支払時期および支払場所

第11条（請求の手続き）

- 1 給付金の支払事由が生じたときまたは保険料の払込の免除（この約款およびこの保険契約に付加している特約の約款に定める保険料の払込の免除をいいます。以下、同じ。）事由が生じたときは、保険契約者または後継保険契約者は、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 支払事由が生じた給付金の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者または後継保険契約者）は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して給付金（または保険料の払込の免除）を請求して下さい。
- 3 つぎの各号の取扱を行なう場合は、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。

- (1) 第8条（後継保険契約者）に定める後継保険契約者の変更に関する通知
- (2) 第9条（遺言による後継保険契約者の変更）に定める遺言による後継保険契約者の変更に関する通知
- (3) 次条（指定代理請求人による請求）に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による給付金の請求
- (4) 第15条（被保険者の死亡）に定める被保険者の死亡の通知
- (5) 契約者保障保険料払込免除特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による保険料の払込の免除の請求

第12条（指定代理請求人による請求）

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定することができます（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。
- (1) つぎの範囲内の者
 - (ア) 保険契約者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 保険契約者の直系血族
 - (ウ) 保険契約者の兄弟姉妹
 - (エ) 前(イ)(ウ)のほか、保険契約者と同居し、または、保険契約者と生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族
- (2) 前号のほか、つぎの範囲内の者で、給付金の受取のために給付金を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者
 - (ア) 保険契約者と同居し、または、保険契約者と生計を一にしている者
 - (イ) 保険契約者の財産管理を行なっている者
 - (ウ) 後継保険契約者
 - (エ) その他前(ア)から(ウ)までに掲げる者と同等の関係にある者
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。
- 3 前条（請求の手続き）第2項の規定にかかわらず、給付金の受取人が給付金の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めたときその他の給付金を請求できない特別な事情があると会社が認めたときは、前2項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、給付金の受取人の代理人として給付金の請求をすることができます。
- 4 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号に定める範囲内であることを要します。
- 5 第3項の規定により、会社が給付金を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 6 本条の規定にかかわらず、故意に給付金の支払事由を生じさせた者または故意に給付金の受取人を第3項に定める給付金を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- 7 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、保険契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、契約基本約款（こども・学資）の告知義務違反による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。
- 8 保険契約者が死亡したときは、後継保険契約者は、新たに指定代理請求人を指定することができます。この場合、本条中「保険契約者」とあるのを「後継保険契約者」と読み替えて本条の規定を適用します。

第13条（給付金の支払時期および支払場所）

- 1 給付金は、第11条（請求の手続き）に定める給付金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。
- 2 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から給付金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第11条に定める給付金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
この約款に定める支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 給付金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
給付金の支払事由が発生した原因
 - (3) 契約基本約款（こども・学資）に定める告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求める事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - (4) 契約基本約款（こども・学資）に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、契約基本約款（こども・学資）の重大事由による解除に関する規定に定める保険契約者等が反社会的勢力に該当すると認められる等その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事実の有無または保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）もしくは被保険者の保険契約締結の目的もしくは給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金の請求時までにおける事実
- 3 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第11条に定める給付金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号

- または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (3) 前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日
- 4 前2項の規定を適用する場合には、会社は、給付金を請求した者に通知します。
- 5 第2項および第3項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
- 6 前5項の規定は、保険料の払込の免除について準用します。

7. 払戻金

第14条（払戻金）

この保険契約の解約払戻金および責任準備金はありません。

8. 被保険者の死亡

第15条（被保険者の死亡）

- 1 被保険者が死亡した場合は、この保険契約は消滅します。
- 2 前項の場合、保険契約者（保険契約者の死亡後で、後継保険契約者と被保険者が同一人の場合は後継保険契約者の死亡時の法定相続人）は、ただちに会社に通知して下さい。

9. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第16条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

- 1 会社は、この保険契約の支払事由にかかる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由を変更することがあります。
- 2 会社は、前項の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、「契約条項変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由を変更します。
- 3 本条の規定によりこの保険契約の支払事由を変更する場合には、契約条項変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

10. 給付金の支払に関する取扱

第17条（給付金の支払に関する取扱）

- 1 契約基本約款（こども・学資）に定める解約に関する規定により、この保険契約が解約された場合で、解約された日を含む保険料期間の末日（年払契約の場合は、解約された日の直後の契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の前日。以下、本項において同じ。）までに、第2条（給付金）第1項に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 解約がなされず、この保険契約が有効中であったとすれば給付金が支払われる場合に限り、有効中であったとすれば支払われる限度で、会社は、この保険契約の有効中に支払事由が生じたものとみなして、解約された時の保険契約者（解約された時の保険契約者が死亡したときは、解約された時の後継保険契約者（解約された時の後継保険契約者が被保険者でない場合で、解約された時の後継保険契約者が死亡したときは被保険者））に給付金を支払います。この場合、災害入院給付金および疾病入院給付金については、解約された日を含む保険料期間の末日までの入院日数に限るものとし、第2条第9項は適用されません。
- (2) 解約の請求があった時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合は、会社は、その未払込保険料を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
- (3) 第1号の支払うべき金額が前号の未払込保険料に不足する場合には、会社は、第1号により支払うべき金額を支払いません。
- 2 契約基本約款（こども・学資）に定める基準保険金額等の減額に関する規定により、この保険契約の入院給付日額が減額された場合で、減額された日を含む保険料期間の末日（年払契約の場合は、減額された日の直後の月ごと応当日の前日。以下、本項において同じ。）までに、第2条第1項に定める支払事由に該当し、給付金が支払われるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 会社は、減額された日を含む保険料期間の末日までの期間については、減額前の入院給付日額により計算した金額を第2条第1項に定める支払額として保険契約者に支払います。
- (2) 減額の請求があった時までにすでに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料がある場合は、会社は、その未払込保険料を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
- (3) 第1号の支払うべき金額が前号の未払込保険料に不足する場合には、会社は、第1号により支払うべき金額を支払いません。

11. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第18条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

契約基本約款（こども・学資）に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定によりこの保険契約が特定契約として取り扱われている場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 給付約款に定める保険契約者に対する貸付に関する規定により他の特定契約が貸付を受けている場合は、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 他の特定契約が同規定により解除となり消滅する場合は、この保険契約も同時に解除となり将来に向かって消滅するものとします。
 - (イ) 他の特定契約の消滅時にこの保険契約も消滅する場合、同規定により他の特定契約の支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を消滅するこの保険契約の支払うべき金額から差し引きます。
- (2) 他の特定契約にこども保険契約がある場合には、第8条（後継保険契約者）第1項に定める後継保険契約者は、こども保険契約の育英年金受取人と同一人であることを要し、こども保険契約の育英年金受取人を変更（遺言による変更の場合を含みます。）する場合は、後継保険契約者についても同一の変更の請求を行なって下さい。

特定契約の追加に関する特約

この特約の趣旨

この特約は、保険契約者の保障ニーズの変化にあわせて保障を充実させるため、新たに締結する保険契約を既に締結されている保険契約に追加し、新たに締結する保険契約と既に締結されている保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける特定契約として取り扱うための特約です。

第1条（特約の付加）

- 1 新たな保険契約（複数の保険契約の場合を含み、以下、「追加特定契約」といいます。）の締結の際、保険契約者から既に締結されている保険契約（複数の保険契約の場合を含み、以下、「被追加契約」といいます。）と追加特定契約の保険料をあわせて払い込む旨の申出があり、会社がこれを承諾した場合、会社は被追加契約と追加特定契約について、契約基本約款、契約基本約款（こどもの保険）または契約基本約款（こども・学資）（以下、本条および次条（追加契約日等に関する取扱）において、いずれも「契約基本約款」といいます。）の複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定に定める「同一の契約締結時の書面で引き受けた複数の保険契約」として取り扱います。
- 2 前項の取扱を行なう場合には、被追加契約と追加特定契約のそれぞれにこの特約を付加するものとし、被追加契約と追加特定契約のそれぞれを契約基本約款の複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定に定める特定契約とします。
- 3 この特約を付加する場合、次条に定める追加契約日の「特定契約の追加に関する特約」を適用します。
- 4 被追加契約について、次条に定める追加契約日の前日までにすでに到来している保険料期間に対応する保険料が払い込まれず、契約基本約款に定める払込期月内に保険料の払込がない場合に関する規定により被追加契約が解除される場合、追加特定契約については、同規定に定める解除の取扱にかかわらず、将来に向かって消滅するものとします。

第2条（追加契約日等に関する取扱）

- 1 追加特定契約の責任開始日の直後に到来する、被追加契約の月ごと応当日（「被追加契約の月ごと応当日」とは、被追加契約の契約基本約款、保険契約の見直しに関する特約および特定契約の追加に関する特約に定める月ごと応当日をいいます。以下、同じ。）を追加契約日とし、追加特定契約の保険期間その他保険契約についての期間は、その日を基準として計算します。この場合、追加特定契約の普通保険約款および特約の約款中、つぎの各号の規定は適用しません。

- (1) 契約基本約款の会社の責任開始期に関する規定に定める契約日の規定
- (2) 保険料口座振替扱特約、保険料クレジットカード扱特約、保険料団体扱特約および事業保険扱特約に定める契約日の特則に関する規定

- 2 追加特定契約については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 追加特定契約の普通保険約款および特約の約款に定める月ごと応当日および契約応当日については、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 月ごと応当日

追加特定契約の責任開始日の後に到来する、被追加契約の月ごと応当日と同一の日を、追加特定契約の普通保険約款および特約の約款に定める月ごと応当日として取り扱うものとします。

(イ) 契約応当日

追加特定契約の責任開始日の後に到来する、被追加契約の契約基本約款、保険契約の見直しに関する特約および特定契約の追加に関する特約に定める契約応当日（以下、「被追加契約の契約応当日」といいます。）と同一の日を、追加特定契約の普通保険約款および特約の約款に定める契約応当日として取り扱うものとします。

- (2) 追加特定契約の普通保険約款および特約の約款については、つぎのとおり読み替えます。

(ア) 追加特定契約の普通保険約款および特約の約款中「契約日」とあるのは「追加契約日」と読み替えます。

(イ) 本号（ア）の規定にかかわらず、追加特定契約の普通保険約款および特約の約款中「契約日の月単位の応当日」とあるのは「被追加契約の月ごと応当日」と、「契約日の年単位の応当日」とあるのは「被追加契約の契約応当日」と読み替えます。

(ウ) 追加特定契約の契約基本約款に定める保険料の払込に関する規定中第1項および第2項はつぎのとおり読み替えます。

「1 保険料は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んで下さい。

(1) 第1回保険料の払込期月

責任開始の日から、その日を含めて、追加契約日の属する月の末日まで

(2) 第2回以後の保険料の払込期月

(ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合

追加契約日の後に到来する、被追加契約の月ごと応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで

(イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合

追加契約日の後に到来する、被追加契約の契約応当日（以下、「契約応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで

- 2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

- (1) 第1回保険料の保険料期間
 - (ア) 払込方法(回数)が月払契約の場合
追加契約日からその直後の月ごと応当日の前日までの期間
 - (イ) 払込方法(回数)が年払契約の場合
追加契約日からその直後の契約応当日の前日までの期間
- (2) 第2回以後の保険料の保険料期間
 - (ア) 払込方法(回数)が月払契約の場合
追加契約日の後に到来する、月ごと応当日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
 - (イ) 払込方法(回数)が年払契約の場合
追加契約日の後に到来する、契約応当日からその翌年の契約応当日の前日までの期間」

第3条(契約年齢の計算の取扱)

- 1 追加特定契約の契約基本約款に定める契約年齢の計算に関する規定中第1項はつぎのとおり読み替えます。
 - 「1 追加契約における被保険者の年齢(以下、「契約年齢」といいます。)は、追加契約における、被追加契約の被保険者の年齢と同一の年齢とします。」
- 2 追加特定契約の契約基本約款(こども・学資)に定める契約年齢の計算に関する規定中第1項はつぎのとおり読み替えます。
 - 「1 追加契約における保険契約者および被保険者の年齢(以下、「契約年齢」といいます。)は、つぎの各号に定める年齢と同一の年齢とします。
 - (1) 保険契約者の契約年齢
追加契約における、被追加契約の保険契約者の年齢
 - (2) 被保険者の契約年齢
追加契約における、被追加契約の被保険者の年齢」

第4条(責任開始の日から追加契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合の取扱)

- 1 追加特定契約の責任開始の日から追加契約日の前日までの間に、追加特定契約について普通保険約款および特約の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社は、第2条(追加契約日等に関する取扱)第1項の規定にかかわらず、追加特定契約の責任開始の日を追加契約日として、その日を基準に保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢を再計算します。この場合、保険期間満了の日および保険料払込期間満了の日は変更せず、保険契約者は、追加契約日からその直後の被追加契約の月ごと応当日の前日までの期間については、1か月分の保険料に対応する金額を払い込んで下さい。
- 2 前項の場合、保険料に超過分があるときは、会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は、これを会社に払い込んで下さい。ただし、保険金等保険契約にもとづく保険給付があるときは、会社は、過不足分を保険金等と清算します。
- 3 前2項の規定を適用するときは、責任開始の日が同一の追加特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

第5条(諸取扱)

- 1 普通保険約款および特約の約款に定めるところにより、保険契約が特定契約として取り扱われている場合で、そのうちの一部の特定契約について、付加されている保険料払込免除特約または契約者保障保険料払込免除特約(以下、本項において、「保険料払込免除特約」といいます。)のみが解除となることで、保険料払込免除特約の複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定に定める、すべての特定契約について保険料払込免除特約を付加することを要する規定に反することになったときでも、そのことのみをもって、普通保険約款および特約の約款に定める解除の対象とはならない他の特定契約に付加されている保険料払込免除特約が消滅することはありません。
- 2 保険料口座振替扱特約、保険料クレジットカード扱特約、保険料団体扱特約および事業保険扱特約の規定にかかわらず、会社と提携金融機関における振替手続きの取扱等の事情により、被追加契約および追加特定契約の保険料について会社所定の方法で払い込んでいただくことがあります。
- 3 被追加契約の契約日または追加契約日が平成27年4月1日以前の場合、被追加契約の契約基本約款の複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定について、つぎの各号のとおり読み替えます。
 - (1) 第6項第1号はつぎのとおり読み替えます。
 - 「(1) 解約
保険契約者が特定契約を解約する場合において、解約した後のすべての特定契約の保険金額(継続サポート3大疾病保障保険契約の場合は、3大疾病保険金額に所定の率を乗じて得た金額とします。以下、本項において同じ。)の合計額および解約した後の各特定契約の保険金額等のいずれもが会社の定める限度を下回ることとなるときは、すべての特定契約を解約することを要します。」
 - (2) 第10項柱書はつぎのとおり読み替えます。
 - 「10 特定契約が保険金の支払により消滅する(継続サポート3大疾病保障保険契約の場合は、3大疾病保険金が支払われる場合を含みます。以下、本項において同じ。)と同時に、他の特定契約において保険料払込免除特約により保険料の払込が免除される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。」

第6条(解約)

この特約だけの解約はできません。

契約者保障保険料払込免除特約目次

この特約の趣旨

1. 保険料の払込の免除に関する規定

-
- 第1条 保険料の払込の免除
 - 第2条 戦争その他の変乱により保険料の払込の免除事由に該当した場合の取扱

2. この特約の取扱に関する規定

-
- 第3条 特約の付加
 - 第4条 保険料率
 - 第5条 指定代理請求人による請求
 - 第6条 特約の解約
 - 第7条 特約の消滅

第8条 払戻金

- 第9条 特約の社員配当金
- 第10条 法令等の改正に伴う保険料の払込の免除事由の変更
- 第11条 主約款に定める保険契約を解除できない場合の規定をこの特約に適用する場合の取扱

3. 特則

-
- 第12条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

契約者保障保険料払込免除特約

この特約の趣旨

この特約は、保険契約者が悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の3大疾病に罹患した場合、身体障害者福祉法にもとづく所定の状態に該当した場合または公的介護保険制度にもとづく所定の状態もしくは会社の定める要介護状態に該当した場合に、将来の保険料の払込を免除することを主な内容とするものです。

1. 保険料の払込の免除に関する規定

第1条（保険料の払込の免除）

1 保険契約者がつぎの各号の保険料の払込の免除事由のいずれかに該当したときは、会社は、将来の保険料の払込を免除します。

名称	保険料の払込の免除事由	保険料の払込を免除しない場合 (以下、「免責事由」といいます。)
保 険 料 の 払 込 の 免 除	<p>(1) つぎの①から③までのいずれかに該当したとき</p> <p>① 保険契約者が責任開始（保険契約者の変更が行なわれた場合のこの特約について、最後の保険契約者の変更の際の責任開始。以下、本条において同じ。）時以後この特約の保険期間中に、責任開始時前を含めて初めて悪性新生物（別表11）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたこと（病理組織学的所見（生検）による診断確定については、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下、同じ。）</p> <p>② 保険契約者が責任開始時以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したこと</p> <p>(i) 急性心筋梗塞（別表12）を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたこと</p> <p>(ii) 急性心筋梗塞（別表12）を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表14）において手術（別表15）を受けたこと</p> <p>③ 保険契約者が責任開始時以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したこと</p> <p>(i) 脳卒中（別表13）を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたこと</p> <p>(ii) 脳卒中（別表13）を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表14）において手術（別表15）を受けたこと</p>	

名称	保険料の払込の免除事由	免責事由
保 険 料 の 払 込 の 免 除	(2) この特約の保険期間中につぎの①および②をともに満たしたとき ① 責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、保険契約者が、身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害 ¹ に該当したこと 責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、保険契約者が、身体障害者福祉法に定める2つ以上の障害（以下、「複数障害」といいます。）に重複して該当したことにより、その複数障害につき、同法にもとづき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が1級、2級または3級の障害に該当した場合も含みます。 ② ①に定める障害に対して、同法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと	つぎのいずれかにより保険契約者が本号①に定める障害に該当したとき i) 保険契約者の故意または重大な過失 ii) 保険契約者の犯罪行為 iii) 保険契約者の薬物依存 ²
	(3) この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したとき ① 公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態 保険契約者が、責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、公的介護保険制度（別表16）による要介護認定を受け、要介護2以上（別表17）に該当していると認定されたこと ② 会社の定める要介護状態 つぎの(i)および(ii)をともに満たすことが、医師によって診断確定されたこと (i) 保険契約者が、責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、要介護状態（別表18）に該当したこと (ii) 保険契約者が、(i)の要介護状態（別表18）に該当した日からその日を含めて180日以上要介護状態が継続したこと	つぎのいずれかにより本号の保険料の払込の免除事由に該当したとき i) 保険契約者の故意または重大な過失 ii) 保険契約者の犯罪行為 iii) 保険契約者の薬物依存 ²

2 保険契約者が責任開始時前に生じた疾病を原因として責任開始時以後に第1項第1号②もしくは③、第2号①または第3号に該当した場合でも、保険契約の締結または保険契約者の変更の際に、その疾病的告知があった場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

3 保険契約者が責任開始時前に生じた疾病を原因として責任開始時以後に第1項第1号②もしくは③、第2号①または第3号に該当した場合でも、その疾病に関して、責任開始時前に、保険契約者がつぎの各号のすべてを満たす場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者が認識または自覚していた場合を除きます。

(1) 医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがないこと

(2) 検査（人間ドック、健康診断を含みます。）の結果で異常指摘を受けたことがないこと

4 第1項第1号①の規定にかかわらず、保険契約者が責任開始の日からその日を含めて90日（以下、本項において「90日」といいます。）以内に悪性新生物（別表11）と診断確定された場合（90日以内に診断確定された悪性新生物（別表11）の90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。）には、保険料の払込の免除は行いません。また、責任開始の日の前日以前に悪性新生物（別表11）と診断確定されておらず、かつ、90日経過後に悪性新生物（別表11）と診断確定された場合で、90日以内に診断確定された悪性新生物（別表11）の再発・転移等と認められないときは、第1項第1号①に定める保険料の払込の免除事由に含まれます。

5 保険契約者が身体障害者福祉法に定める複数障害に重複して該当し、その複数障害のうちの一部が免責事由により保険料の払込の免除が行なわれないこととなる障害であり、その複数障害が同法にもとづき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定されたことにより、この特約の保険期間中に障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があった場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 免責事由により保険料の払込の免除が行なわれないこととなる障害以外の障害が、同法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害に該当する場合は、その障害について本条および次条（戦争その他の変乱により保険料の払込の免除事由に該当した場合の取扱）の規定を適用します。

備考

1. 責任開始時以後の傷害または疾病を原因とする障害

責任開始時の傷害または疾病に責任開始時以後の傷害または疾病が加わったことにより保険契約者が責任開始時以後の障害に該当している場合で、責任開始時以後の傷害または疾病がその責任開始時以後の障害に与える影響が軽微である場合（その責任開始時以後の障害の重大性からみて、責任開始時以後の傷害または疾病のみでは、医学的にはその責任開始時以後の障害を生じさせるような原因には通常はならないと判断される場合をいいます。）は、責任開始時以後の傷害または疾病を原因とする障害として取り扱いません。

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

- (2) 免責事由により保険料の払込の免除が行なわれないこととなる障害以外の障害が、同法に定める障害の級別が4級以下の障害に該当する場合は、会社は、保険料の払込の免除は行いません。
- 6 前5項の規定により保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険料は、以後主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の払込に関する規定に定めるそれぞれの応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
- (2) 主約款に定める保険料払込方法（回数）の変更、基準保険金額等の減額および保険契約者の変更に関する規定は適用しません。ただし、主契約が学資保険契約の場合、保険料払込期間経過後、保険契約者の変更に関する規定は適用します。
- (3) 主契約が学資保険契約またはこども総合医療保険契約の場合、保険料払込期間中、主約款の保険契約者が死亡したときの保険契約の消滅に関する規定は適用しません。この場合、後継保険契約者が故意に保険契約者を死亡させたときは、その者は後継保険契約者としての取扱を受けることができず、以後、被保険者（後継保険契約者が被保険者の場合は保険契約者の相続人）が後継保険契約者となるものとします。
- (4) 主契約がこども総合医療保険契約の場合、保険契約の解約は請求できません。

第2条（戦争その他の変乱により保険料の払込の免除事由に該当した場合の取扱）

前条（保険料の払込の免除）の規定にかかわらず、保険契約者が戦争その他の変乱により前条第1項第2号または第3号に定める保険料の払込の免除事由に該当した場合で、その原因により前条第1項第2号または第3号に定める保険料の払込の免除事由に該当した保険契約者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の一部または全部についてその払込を免除しないことがあります。

2. この特約の取扱に関する規定

第3条（特約の付加）

- この特約は、保険契約者の申出を受け、会社が承諾した場合に、主契約に付加します。
- この特約の保険期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。

第4条（保険料率）

- この特約を付加した場合、主契約には、契約日および主契約の保険料払込期間満了日の翌日における保険契約者の年齢（主約款に定める契約年齢の計算に関する規定にもとづき計算します。）に応じたこの特約を付加した場合の会社の定める保険料率を適用します。
- 主契約がこども保険契約または学資保険契約の場合、主約款に定める死亡保険金の金額に関する別表の適用に際しては、「基本保険料率による保険料」とあるのは「基本保険料率による保険料（契約者保障保険料払込免除特約を付加しない場合の保険料とします。）」と読み替えます。

第5条（指定代理請求人による請求）

- 保険契約者は、あらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定することができます（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）
 - つぎの範囲内の者
 - 保険契約者の戸籍上の配偶者
 - 保険契約者の直系血族
 - 保険契約者の兄弟姉妹
 - 前（イ）（ウ）のほか、保険契約者と同居し、または、保険契約者と生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族
 - 前号のほか、つぎの範囲内の者で、保険契約者のために保険料の払込の免除を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者
 - 保険契約者と同居し、または、保険契約者と生計を一にしている者
 - 保険契約者の財産管理を行なっている者
 - 育英年金受取人または後継保険契約者
 - その他前（ア）から（ウ）までに掲げる者と同等の関係にある者
- 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。
 - 前2項の規定にかかわらず、主契約において指定代理請求人を指定する場合は、この特約についても同一の指定を行なって下さい。主契約とこの特約について異なった指定をすることはできません。また、主契約において指定代理請求人を変更指定する場合は、この特約についても同一の変更指定を行なって下さい。主契約とこの特約について異なった変更指定をすることはできません。
 - 主約款の請求の手続きに関する規定に定める保険契約者による保険料の払込の免除の請求の規定にかかわらず、保険契約者が保険料の払込の免除の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めたときその他の保険料の払込の免除を請求できない特別な事情があると会社が認めたときは、前3項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、保険契約者の代理人として保険料の払込の免除の請求（保険料の払込の免除が行なわれることにより会社が保険契約者に支払うべき金額の請求も含みます。）をすることができます。
 - 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号に定める範囲内であることを要します。
 - 本条の規定にかかわらず、故意に保険料の払込の免除事由を生じさせた者または故意に保険契約者を第4項に定める保険料の払込の免除を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。

7 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、主契約または付加している特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または育英年金受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

第6条（特約の解約）

保険料の払込の免除事由発生時以後は、主契約とともに解約する場合を除き、この特約の解約はできません。

第7条（特約の消滅）

主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

第8条（払戻金）

この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

第9条（特約の社員配当金）

この特約に対する社員配当金はありません。

第10条（法令等の改正に伴う保険料の払込の免除事由の変更）

1 会社は、この特約の保険料の払込の免除事由にかかる法令等の改正があり、その改正がこの特約の保険料の払込の免除事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料の払込の免除事由を変更することができます。

2 会社は、前項の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、「契約条項変更日」といいます。）から将来に向かって保険料の払込の免除事由を変更します。

3 本条の規定によりこの特約の保険料の払込の免除事由を変更する場合には、契約条項変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第11条（主約款に定める保険契約を解除できない場合の規定をこの特約に適用する場合の取扱）

会社は、この特約が責任開始（保険契約者の変更の際の告知義務違反の場合には、保険契約者の変更の際の責任開始。以下、本条において同じ。）の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したことにより主約款にもとづきこの特約を解除できない場合であっても、保険契約者が、責任開始の日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により第1条（保険料の払込の免除）第1項第2号①に定める障害に該当している場合（責任開始時前の傷害または疾病を原因とする場合を含みます。）は、この特約を解除することができます。

3. 特則

第12条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受けける場合の特則）

契約基本約款（こども・学資）に定めるところにより、複数の保険契約が同一の契約締結時の書面で引き受けられる場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保険料払込済の特定契約を除き、すべての特定契約についてこの特約を付加することを要します。

(2) この特約を解約するときは、主契約とともに解約する場合を除き、すべての特定契約に付加されているこの特約について解約することを要します。

保険料口座振替扱特約

第1条（特約の適用）

- 1 この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち口座振替扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下、「提携金融機関」といいます。）に設置されていること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

第2条（契約日の特則）

- 1 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主約款の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 2 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社は、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日として、その日を基準に保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢を再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は、これを会社に払い込んで下さい。ただし、保険金等保険契約にもとづく保険給付があるときは、会社は、過不足分を保険金等と清算します。

第3条（保険料の払込）

- 1 保険料は、主約款の規定にかかわらず払込期月中の会社の定めた日（以下、「振替日」といいます。ただし、この日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に、指定口座から保険料相当額を会社の口座に振替えることによって会社に払い込まれるものとします。
- 2 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 3 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 4 保険契約者は、あらかじめ保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- 5 会社は、口座振替により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。
- 6 第1項の規定にかかわらず、主約款の規定により保険契約の一部を一時払とする場合、保険契約者は、払込期月中に第一次保険料を金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込んで下さい。この場合、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第4条（口座振替不能の場合の取扱）

- 1 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行ないます。翌月の応当日にも口座振替が不能となった場合は、翌々月の応当日に口座振替を行ないます。
- 2 月払契約について前項の規定を適用する場合、払込期月の到来した2か月分または3か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額がその金額に満たない場合には、払込期月の到来した保険料のうちその到来した払込期月の時期の早いものに係る保険料から払込があったものとし、指定口座の預入額の範囲内で口座振替可能な月数分の保険料の口座振替を行ないます。
- 3 前2項の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める払込期月内に保険料の払込がない場合の取扱における保険契約を解除する日の前日までに、払込期月の到来した保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

第5条（諸変更）

- 1 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て下さい。
- 2 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料払込方法（経路）を選択して下さい。
- 3 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料払込方法（経路）を選択して下さい。
- 4 会社または提携金融機関の事情により、会社は、振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第6条（特約の消滅）

- 1 つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (2) 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
 - (3) 保険料の前納が行なわれたとき

- (4) 第1条（特約の適用）第2項に該当しなくなったとき
2 前項第3号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。

第7条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。
2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

保険料クレジットカード扱特約

第1条（特約の適用）

- この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうちクレジットカード扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- この特約が適用できるクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定したクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約その他これに準じるもの（以下、「会員規約等」といいます。）にもとづき、カード会社より貸与されかつ使用を認められたものに限ります。
- 会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等（以下、「クレジットカードの有効性等」といいます。）の確認を行なうものとします。

第2条（契約日の特則）

- 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主約款の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社は、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日として、その日を基準に保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢を再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は、これを会社に払い込んで下さい。ただし、保険金等保険契約にもとづく保険給付があるときは、会社は、過不足分を保険金等と清算します。

第3条（保険料の払込）

- 保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等を確認し、カード会社に保険料を請求した時に、その払込があったものとします。
- 同一のクレジットカードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は、会社に対しその払込順序を指定できないものとします。
- 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、保険料相当額をカード会社に払い込むことを要します。
- 会社は、クレジットカードにより払い込まれた保険料については領収証を発行しません。
- 第1項の規定にかかわらず、主約款の規定により保険契約の一部を一時払とする場合、保険契約者は、払込期月中に第1回保険料を金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込んで下さい。この場合、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第4条（諸変更）

- 保険契約者は、クレジットカードを同一のカード会社の他のクレジットカードに変更することができます。また、カード会社を他のカード会社に変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出て下さい。
- 保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て他の保険料払込方法（経路）を選択して下さい。

第5条（特約の消滅）

- つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - 保険料の払込を要しなくなったとき
 - 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
 - 保険料の前納が行なわれたとき
 - 会社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき
 - 会社がカード会社から保険料相当額を領収できないとき
 - カード会社がクレジットカードによる保険料の払込の取扱を停止したとき
- 前項第3号、第4号、第5号または第6号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。
- 第1項第4号、第5号または第6号の規定に該当する場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。

第6条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。
- 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

保険料団体扱特約（甲）

第1条（特約の適用範囲）

保険料団体扱特約（甲）（以下、「この特約」といいます。）は、会社と団体取扱契約（甲）を締結した官公署、会社、工場等の団体（以下、「団体」といいます。）に所属し、団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約で、保険契約者から団体を通じて、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち、団体扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾したものに適用します。

第2条（契約日の特則）

- 1 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主約款の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 2 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社は、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日として、その日を基準に保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢を再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は、これを会社に払い込んで下さい。ただし、保険金等保険契約にもとづく保険給付があるときは、会社は、過不足分を保険金等と清算します。

第3条（保険料率）

この特約を適用する保険契約の保険料率は、つぎのとおりとします。

- (1) 保険契約者数が20人以上の場合 団体保険料率A
- (2) 保険契約者数が20人未満の場合 団体保険料率B

第4条（保険料の払込）

- 1 第1回保険料（月払契約において、団体から申出がある場合は、第2回保険料を含むことができます。）は、金融機関等の会社の指定した口座に振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 2 第2回以後の保険料（月払契約において、団体から申出がある場合は、第3回以後の保険料）は、団体を経由して払い込んで下さい。この場合には、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第5条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第6条（社員配当金の支払方法）

月払契約の社員配当金の支払方法について、特に団体との取りきめがあるときは、その方法によります。

第7条（特約の消滅）

- 1 つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 保険契約者が団体を脱退したとき
 - (2) 団体取扱契約（甲）が解約されたとき
 - (3) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (4) 保険料の前納が行なわれたとき
 - (5) 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
- 2 前項第1号、第2号または第4号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。

第8条（特約適用の取扱）

第1条（特約の適用範囲）の規定にかかわらず、事業保険扱特約（甲）付保険契約の被保険者（以下、「事業保険被保険者」といいます。）およびその保険契約者たる団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける保険契約者（以下、「個別保険契約者」といいます。）の合計数（同一人の場合には、1人として計算します。以下、同じ。）が20人以上となり、かつ、それらの保険契約の保険料を一括して払い込む場合には、保険契約者から団体を通じて申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときに、この特約を適用します。この場合、第3条（保険料率）の「保険契約者数」は「事業保険被保険者と個別保険契約者との合計数」と読み替えます。

第9条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。
- 2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

保険料団体扱特約（乙）

第1条（特約の適用範囲）

保険料団体扱特約（乙）（以下、「この特約」といいます。）は、会社と団体取扱契約（乙）を締結した組合、連合会、同業団体等、その団体において保険料の一括集金ができる団体（以下、「団体」といいます。）の所属員または構成員を保険契約者とする保険契約で、保険契約者から団体を通じて、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち、団体扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾したものに適用します。

第2条（契約日の特則）

- 1 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主約款の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 2 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社は、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日として、その日を基準に保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢を再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は、これを会社に払い込んで下さい。ただし、保険金等保険契約にもとづく保険給付があるときは、会社は、過不足分を保険金等と清算します。

第3条（保険料率）

この特約を適用する保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

第4条（保険料の払込）

- 1 第1回保険料（月払契約において、団体から申出がある場合は、第2回保険料を含むことができます。）は、金融機関等の会社の指定した口座に振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 2 第2回以後の保険料（月払契約において、団体から申出がある場合は、第3回以後の保険料）は、団体を経由して払い込んで下さい。この場合には、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第5条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。ただし、特に団体との取りきめによって、個々に領収証を発行することができます。

第6条（社員配当金の支払方法）

月払契約の社員配当金の支払方法について、特に団体との取りきめがあるときは、その方法によります。

第7条（特約の消滅）

- 1 つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 保険契約者が団体を脱退したとき
 - (2) 団体取扱契約（乙）が解約されたとき
 - (3) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (4) 保険料の前納が行なわれたとき
 - (5) 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
- 2 前項第1号、第2号または第4号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。

第8条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。
- 2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

別表（ニッセイ子どもの保険）

別表1 必要書類

項目	請求書類
1. 満期祝金 (子ども保険給付約款第1条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 満期祝金の受取人の戸籍抄本 (4) 満期祝金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
2. 育英年金 育英年金の一括支払金 (子ども保険給付約款第1条、第2条) 保険料の払込の免除 (子ども保険給付約款第3条)	<p>ア. 第1回目の育英年金の場合（保険料の払込の免除の場合を含みます。）</p> <p>(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 保険契約者の住民票 (4) 被保険者の住民票 (5) 育英年金の受取人の戸籍抄本 (6) 育英年金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類</p> <hr/> <p>イ. 第2回目以後の育英年金の場合</p> <p>(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 育英年金の受取人の戸籍抄本 (4) 育英年金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類</p>
3. 保険料の払込の免除 (子ども総合医療保険給付約款第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 保険契約者の住民票 (4) 被保険者の住民票
4. 保険料の払込の免除 (契約者保障保険料払込免除特約第1条、第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の身体障害者手帳の写し (3) 公的介護保険制度における保険者が、保険契約者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類（公的介護保険制度にもとづく所定の状態により保険料の払込の免除を請求する場合に限ります。） (4) 会社所定の様式による医師の診断書 (5) 被保険者の住民票 (6) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
5. 死亡保険金 (子ども保険給付約款第1条、第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
6. こども祝金 (子ども保険給付約款第1条、第14条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) こども祝金の受取人の戸籍抄本 (4) こども祝金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
7. 災害入院給付金 (子ども総合医療保険給付約款第2条、第3条) 疾病入院給付金 (子ども総合医療保険給付約款第2条、第3条) 入院療養給付金 (子ども総合医療保険給付約款第2条、第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（災害入院給付金を請求する場合に限ります。） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (5) 被保険者の住民票 (6) 給付金の受取人の戸籍抄本 (7) 給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類

項目	請求書類
8. 手術給付金（20倍） (こども総合医療保険給付約款第2条、第3条) 手術給付金（5倍） (こども総合医療保険給付約款第2条、第3条) 放射線治療給付金 (こども総合医療保険給付約款第2条、第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術または放射線治療を受けた病院または診療所の手術証明書または放射線治療証明書 (4) 被保険者の住民票 (5) 給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
9. 指定代理請求人による請求 (こども保険給付約款第9条、第14条) (こども総合医療保険給付約款第12条) (契約者保障保険料払込免除特約第5条)	(1) 代理請求の対象となる保険金等（保険料の払込の免除を含みます。 (5)において同じ。）の請求書類 (2) 保険金等の受取人および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票 (4) 指定代理請求人本人であることを確認できる会社所定の書類 (5) 代理請求の対象となる保険金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類 (6) 保険金等の受取人または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 指定代理請求人が保険契約者の財産管理を行なっている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
10. 育英年金受取人の変更 (こども保険給付約款第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（保険契約者の死亡後は育英年金受取人）本人であることを確認できる会社所定の書類
11. 後継保険契約者の変更 (こども総合医療保険給付約款第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）本人であることを確認できる会社所定の書類
12. 遺言による育英年金受取人の変更 (こども保険給付約款第6条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（保険契約者の死亡後は育英年金受取人。（4）、（5）において同じ。）の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険契約者の相続人本人であることを確認できる会社所定の書類
13. 遺言による後継保険契約者の変更 (こども総合医療保険給付約款第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。（4）、（5）において同じ。）の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険契約者の相続人本人であることを確認できる会社所定の書類
14. 指定代理請求人の指定・変更指定 (こども保険給付約款第9条) (契約者保障保険料払込免除特約第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（保険契約者の死亡後は育英年金受取人）本人であることを確認できる会社所定の書類
15. 指定代理請求人の指定・変更指定 (こども総合医療保険給付約款第12条) (契約者保障保険料払込免除特約第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）本人であることを確認できる会社所定の書類
16. 保険契約者に対する貸付 (こども保険給付約款第11条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（保険契約者の死亡後は育英年金受取人）本人であることを確認できる会社所定の書類
17. 出生通知 (こども保険給付約款第17条)	(1) 会社所定の通知書 (2) 被保険者の戸籍抄本

項 目	請 求 書 類
18. 流産・死産等の通知 (こども保険給付約款第18条)	(1) 会社所定の通知書 (2) 会社所定の医師または助産師の流産・死産等を証する書類
19. 被保険者の死亡 (こども総合医療保険給付約款第15条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検査書 (3) 被保険者の住民票 (4) 保険契約者(保険契約者の死亡後は後継保険契約者)本人であることを確認できる会社所定の書類
20. 保険料払込方法(回数)の変更 (契約基本約款(こども・学資)第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
21. 基準保険金額等の減額 (契約基本約款(こども・学資)第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
22. 保険契約者の変更 (契約基本約款(こども・学資)第10条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 新たな保険契約者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
23. 解約 (契約基本約款(こども・学資)第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者(保険契約者の死亡後は後継保険契約者)本人であることを確認できる会社所定の書類
24. 育英年金受取人による保険契約の存続 (契約基本約款(こども・学資)第19条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 育英年金受取人が保険契約者の親族または被保険者の親族であることを証する書類(ただし、育英年金受取人が被保険者である場合を除きます。) (3) 育英年金受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (4) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
25. 社員配当金その他の保険契約にもとづく支払 金 (契約基本約款(こども・学資)第22条)	(1) 会社所定の請求書 (2) その支払金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
(注)	<p>・「被保険者の住民票」は、被保険者と保険金等の受取人が同一人である場合には、提出は不要とします。</p> <p>・会社は、上記以外の書類の提出を求める場合、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることができます。</p>

別表2 死亡保険金

死亡保険金は、つぎの金額とします。

保 険 契 約	金 頓
(ア) 月払契約	(月払保険料) × (経過月数)
(イ) 年払契約	(基準保険金額に対応する月払契約の場合の保険料) × (経過月数)

(注1) 上記の保険料は、基本保険料率による保険料とします。

(注2) 保険料払込方法(回数)の変更、基準保険金額の減額または保険契約者の変更が行なわれた場合には、この保険契約の締結時から、被保険者の死亡時の保険料払込方法(回数)、基準保険金額、保険契約者であったものとして計算します。

(注3) 「経過月数」とは、契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月ごと応当日の前日までの月数とします。

* 上記の保険料は、こども保険の保険料です。

-こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合でも、こども保険の保険料となります。

-こども保険に契約者保障保険料払込免除特約を付加している場合でも、契約者保障保険料払込免除特約を付加していない場合のこども保険の保険料となります。

別表3 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当するか否かにかかわらず除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (疾病や疾病に起因するもの等の身体の内部に原因があるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
<p>つぎのような事故は、表1の定義にもとづく要件をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落、不慮の転倒 ・不慮の溺水 	<p>つぎのような事故は、表1の定義にもとづく要件を満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・継続的な騒音、継続的な振動 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまではその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病的診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病、熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒等の原因となった事故	<p>つぎの症状の原因となった事故</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤などの化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等 c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表4 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、同じ。）または歯科医師による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下、同じ。）が必要であり、かつ、自宅等（病院または診療所（別表5）以外の施設を含みます。）での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所（別表5）に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表5 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。）。ただし、手術給付金および放射線治療給付金については、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表6 対象となる異常分娩^{べん}

対象となる異常分娩とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものを伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩及び産じょくく褥における浮腫、タンパク＜蛋白＞尿及び高血圧性障害 主として妊娠に関連するその他の母体障害	O10～O16 O20～O29
胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題	O30～O48
分娩の合併症	O60～O75
分娩（単胎自然分娩 ^{べん} （O80）を除きます。）	O81～O84
主として産じょくく褥に関連する合併症	O85～O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99

別表7 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つきのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表8 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表9 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表10 先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限ります。）をいいます。

別表11 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物（C43～C44）のうち 皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49

分類項目	基本分類コード
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち	
慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち	
ランゲルハンス<Langerhans>細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

2. 上記1において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 しゅよう 痢瘍学（NCC 監修）第3版（2012年改正版）」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性状コード番号

- /3 … 悪性、原発部位
- /6 … 悪性、転移部位
 悪性、続発部位
- /9 … 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表12 対象となる急性心筋梗塞^{そく}

対象となる急性心筋梗塞とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

表1 対象となる急性心筋梗塞の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞 ^{そく}	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇

表2 対象となる急性心筋梗塞の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞 ^{そく}	虚血性心疾患(I20～I25)のうち 急性心筋梗塞 ^{そく} 再発性心筋梗塞 ^{そく}	I21 I22

別表13 対象となる脳卒中

対象となる脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

表1 対象となる脳卒中の定義

疾病名	疾 病 の 定 義
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる脳卒中の基本分類コード

疾病名	分 類 項 目	基本分類コード
脳卒中	脳血管疾患(I60～I69)のうち くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞	I60 I61 I63

別表14 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
　なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表15 手術

急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、つぎの①～④に該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

- ①開頭術
- ②開胸術
- ③ファイバースコープ手術
- ④血管・バスケットカテーテル手術

別表16 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法にもとづく介護保険制度をいいます。

別表17 要介護2以上

「要介護2以上」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に規定する要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表18 要介護状態

※備考〔別表18〕もあわせてご覧ください。

対象となる要介護状態は、つきのとおりとします。

要介護状態	つきのいずれかに該当したとき
	i) 常時寝たきり状態で、下表の(a)に該当し、かつ、下表の(b)～(e)のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態 ii) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- (a) ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
- (b) 衣服の着脱が自分ではできない。
- (c) 入浴が自分ではできない。
- (d) 食物の摂取が自分ではできない。
- (e) 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

備考〔別表18〕

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、つきの①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師により診断確定された場合をいいます。
- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つきのとおりとします。
- ① 「器質性認知症」
「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つきの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	FO0
血管性認知症	FO1
他に分類されるその他の疾患の認知症	FO2
詳細不明の認知症	FO3

2003年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾患も含むものとします。

- ② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」
「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または障害によって引きおこされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つきのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとて反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏睡（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁—意識の程度は動搖しやすいに加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つきのいずれかに該当する場合をいいます。

- i) 時間の見当識障害：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- ii) 場所の見当識障害：今住んでいる自分の家、または今いる場所の認識ができない。
- iii) 人物の見当識障害：日頃接している周囲の人の認識ができない。